

第5回西和賀町議会定例会

令和2年3月10日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに佐藤教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 おはようございます。令和2年3月議会、トップバッターとなりました川尻大杢の高橋輝彦でございます。よろしく願いいたします。

ただいま日本列島は、コロナウイルスの猛威で全国が包まれております。テレビ報道も毎日この話題で、ついにお隣、秋田にも発生事例が報告されております。波が押し寄せてきているような、そんな危機感を持っております。本県では、まだ感染者の発生はありませんが、确实

にコロナウイルスによる被害は本町にも出てい
ると思っております。旅館のキャンセル、各種
慰労会や時節柄の各種イベント等の差し控えに
よる被害はいかばかりでしょうか、心配される
ところであります。我々住民一人一人もインフ
ルエンザ同様、感染しない、させないを常に心
がけたいものであります。

それでは、質問に入ります。今回の私の質問
は、教育長の演述要旨に対するものと林業振興
についてと老人医療費助成事業についての3点
であります。

初めに、教育長の演述要旨の中から、町の西
和賀高校への関わり方についてであります。ま
ずは、過日新聞報道で西和賀高校の入学希望者
人数が30名という発表がありました。本年につ
いては30名という数字を確保できたことは、非
常にすばらしいことだったのではないかなと思
っております。これは、紛れもなく教育長をは
じめとする関係者の方々の努力のたまものと感
謝申し上げる次第であります。

さて、県教育委員会は、県立高校の再編につ
いて後期計画（2021～25年度）を示しました。
その中で小規模校は地方創生の推進に不可欠な
地域があるとし、計画期間内は基本的に維持す
ると発表しました。これは、町内関係者たちが
長年訴えてきたことが実った瞬間だったのでは
ないかなと思っております。これからは真に教
育長の演述要旨にあったように、地方創生に向
けた高校を核としたまちづくりの推進が不可欠
であり、求められているところでもあります。い
よいよ正念場となってきております。今後高校
とどのようなつながり方があるのか、具体的に
教育長の考えを伺います。

議長 佐藤教育長。

教育長 おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、西和賀高校との関わり方についてのご質問を頂きました。この点についてご答弁をさせていただきます。県立西和賀高校の存続維持につきましても、私も本当に喜ばしいことというふうに考えております。これまでご尽力されてまいりました町民の皆様方の思いが実ったものであり、また近年の町と高校の一体となった取組が評価されたものと考えているところでございます。

一昨年より始まりました地方創生の取組であります、いのち輝く百年創造塾、それをさらに発展させて、昨年度ですけれども、若手職員と協力して、町の在り方を考えるワークショップを行いました。また、町の商工会の女性部と協力しまして、高校生が考えたアイデア料理のお弁当づくりにも取り組んでおります。今年度は、町の民生委員の皆様方のご協力をいただきまして、町のご高齢の方々からの聞き取り学習をしておりますし、また県内小規模校4校の生徒が集まって、今後の高校の在り方について考える小規模校サミットを展開しているところでございます。

また、様々な町の行事にスタッフとして高校生が参加してくださっているほか、福祉施設ですとか、読み聞かせのボランティアとして福祉活動にも取り組むなど、町との一体感がますます強くなっているものというふうに感じております。

今後の高校と町のつながりについてでございますけれども、西和賀高校は昨年度よりコミュニティ・スクール導入のモデル校として岩手県より指定を受けております。これは、地域の中の学校として、地域や保護者といった町民の皆様が、校長が考える学校経営に対して意見を言う、共に学校経営、学校運営に関わっていくという仕組みに移行していくというものです。こ

れまでの2年間の実績を踏まえながら、高校が考える町との連携と町が望む高校の在り方についての意見交換を図りながら、町が実施する青少年事業において高校生がジュニアリーダーとして小学生や中学生の先輩としての背中を見せたり、また学校外活動として高校生のサークル活動ですとか、学習活動を支援するなど、高校生の地域の中での活動場面を保障していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。これから西和賀高校と地域と行政と教育長が言われたことを基本として、それと西和賀高校魅力化推進委員、それらがワンチームとなってお互いを支え合い、地方創生に向けた高校を核としたまちづくりの推進に努めるべきだなというふうなことを改めて思いました。よろしくお願したいと思いません。

次に、銀河ホールの可能性についてであります。かつてこれほどまでに教育長として、また文化伝承者として、児童生徒、町民に溶け込んだ教育長はいなかったのではないかなと思っております。いろいろな顔を駆使して、町に一大文化を築いていただいたなと思っております。残念ながら町内にその継承者はまだおりません。できれば本人に引き続きお願できればと思うところではありますが、かなわないのかなというところもでございます。

さて、教育長は、文化創造館銀河ホールを通して地域の歴史や文化の継承と創造について述べられております。平成29年度には、「どこにもない演劇のまちをつくろう」というスローガンを掲げ、事業展開をしていただきました。令和2年度は施設改修ということで、事業の縮小をせざるを得ない状況であります。改修後は今まで以上に町民文化の拠点、交流人口の拠点として活用すべきでありますし、また新たな可能性についてもあってもよいのではないかなと

思っております。その部分について考え方があれば、具体的にお話を頂きたいと思えます。

議長 佐藤教育長。

教育長 銀河ホールの今後についてということでございます。劇団ぶどう座をはじめとしました地域演劇の町としての歴史を刻み、そして毎年地域演劇祭を開催している西和賀町でございます。その会場となる文化創造館銀河ホールですが、町民の文化芸術団体への貸館においては利用人数は増加の傾向にあり、町民の活用度は高いものと感じております。また、町民文化祭のステージ発表の部ですとか、チャリティーコンサート等に多くの町民が出演しているということから、町民文化の拠点としては一定の役割を果たしているものと感じております。

先ほどお話がありましたとおり、平成28年度にアートコーディネーターを設置し、そして平成29年度にはスローガンを掲げ、町民のみを相手にした地域密着型の創造事業から、他地域より人を呼び込む創造事業に取り組み、全国から若者たちが銀河ホールを訪れており、交流人口の拠点としての役割も果たしているものと感じております。

交流人口の捉え方によるところもあると思えますが、今後は町外から呼び込んだ方々、いらっしゃるだけではなくて、町外からいらっしゃった方々とより多くの町民が関わる、要するに交流する、そういったことを通して活性化、文化芸術の振興の部分、そういったことを視点に入れていく必要が、強くしていく必要があるのかなというふうを感じております。

文化創造館の役割を確認し、実施事業の在り方をそういった視点から検討していく時期と考えたいと思っております。検討に当たっては、仮称ですけれども、文化創造館在り方検討委員会を新規に立ち上げまして、地域演劇の町としての歴史を踏まえつつも、町民が楽しみ、町の活性化、地域づくりにつながる視点を大切に協議に当たりたいと考えております。町民が望ん

でいるホールとはどのようなホールなのか、町民が集いたいホール事業とはどのような事業なのかなど、町民の思いを把握して、仮称でありますけれども、文化創造館在り方検討委員会において来年度協議を重ねていきたいというふうを考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 今他地域の人たち、町外の人たちと町内の人たちが多く交流する拠点というふうな方向性のお話、それからそれをどうやって生かしていくのかという在り方検討委員会というものの立ち上げのお話、そこにどこにもない演劇の町という教育長の言葉がございました。

これもコロナウイルスの被害の一つでありませんが、2020年高校演劇アワードが中止をせざるを得なくなりました。ツイッター等で全国の参加希望者や関係者から「残念だ」というメッセージ、またこの企画のすばらしさを称賛する言葉が上げられております。私も今まではなかなかイメージできていませんでしたけれども、これらの状況をヒントに、来年以降のことを視野に西和賀高校と何かできないのだろうかと思うところもございませう。突然ですが、西和賀高校とコラボレーションしていくようなイメージについてのお考えがあれば伺いたしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 西和賀高校と、そしてこれからのホールの在り方についてのコラボレーションということでご質問を頂きました。一昨年は、西和賀高校の有志でございましたけれども、このアワードに出演がありました。そして、西和賀町で高校生が集ってこういう演劇のお祭りをするということについて、やっぱり地元の高校として、それは関わっていくいろんなチャンス、可能性があるのではないのかなというふう思うところでございます。

まず、高校の意向もあるところではございませ

すけれども、先ほど学校と町の一体化という部分のお話をさせていただきましたが、そういった部分も含めながらこれから高校とも相談をしていければなというふうに思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 いろいろ興味深いお話をたくさん頂いたというふうな感想を持っております。まだまだ深く議論していきたいという思いがございますが、今日は時間の制限がございますので、また後日時間をつくってお話しできればなというふうに思っております。

教育長の演述要旨については以上であります。

次に、林業振興についての中から、①としまして鳥獣被害対策について質問させていただきます。最近当町において、少し前まではほとんどなじみのなかった鳥獣被害が増えてきているようでございます。今後もますます被害の拡大が予想されております。特にイノシシは、広範囲にわたり田畑等の土を掘り荒らしてしましますし、農産物への影響が懸念されます。今までとは全く違う対応が必要なのではないかなと思っておりますが、対策を伺います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんから、林業振興のうち鳥獣対策についての質問でありました。この関係に関しまして、担当課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 よろしくお願ひします。鳥獣被害対策についてお答えします。

近年、これまで町で見かけることのなかったイノシシなどの野生動物が増えています。特にイノシシについては、昨年度から目撃情報だけでなく、家庭菜園や水稲、水田の畦畔、ワラビ畑の掘り起こしなどの被害情報が届いています。

そこで、昨年度から今年度にかけて、町、花巻農協、県農業共済組合、西和賀町猟友会など関係機関から成る西和賀町有害鳥獣駆除連絡協議会を通じて、イノシシ用の箱わな、センサー

カメラなどの捕獲用機材を整備しました。

今年度は、西和賀町猟友会にご協力いただいている西和賀町鳥獣被害対策実施隊とともに越中畑、小繋沢で箱わなを、耳取でくりわなを設置しましたが、残念ながら捕獲には至りませんでした。例えばイノシシを箱わなで捕獲するには、箱わなは無害なものであるとイノシシに勘違いさせておびき寄せるための一定の期間が必要であるなど高度な技術が求められ、試行錯誤しているというのが現状です。

イノシシ被害対策の先進地である雫石町では、捕獲に加えて電気柵の設置による守る対策に取り組んでおり、一定の成果を上げていると聞いています。西和賀町でも電気柵の導入を視野に入れながら、引き続き被害状況を随時把握して、連絡協議会や実施隊の協力の下、国や県からの補助金も活用して被害対策に取り組んでまいります。

同時に大変重要となるのは、イノシシの生態などを理解し、地域ぐるみで被害を防止する体制を整えることです。町では、イノシシの生態のほか、里山の森林整備や刈り払いなどで民家や農地と山林の間に緩衝地帯をつくること有害鳥獣被害対策として有効であることなどについて、町民の皆様の理解を深めるため普及啓発に努めています。昨年度は、雫石町の担当者を講師として迎え研修会を開催し、今年度は広報西和賀への記事掲載や農業まつりでのパネル展示を行いました。今後もより効果的に被害を防止できるよう、積極的な情報提供に努めてまいります。

議長 高橋輝彦君。

6番 いろいろな策が講じられているようです。いろいろほかの地域で被害に遭っているところがございますので、そういうところの例を参考にするなど、さらに十分な対策をお願いしたいところだなというふうに思っております。

イノシシや鹿などの外来鳥獣は、温暖化によ

り南から北進してきたものと思われま。これを捕獲し食すということが考えられるわけですが、もしかすれば体内にセシウムが蓄積されている可能性が心配されております。それが青少年の口に入ることも考えられます。

そこで、もし町民の方が捕獲した場合はセシウムの計測に協力してもらい、数値を把握し、データ化しておく必要があるのではないかなど考えております。もし基準値以上であれば、当然町民に対し注意喚起が必要ですし、以下であれば将来的にジビエ産業の可能性もうかがえるのではないかなという思いがございます。いかがでしょうか。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 野生鳥獣のセシウム計測の現状についてお答えします。

現在東京電力福島第一原発事故の影響から、ニホンジカ、ツキノワグマ、山鳥については国から岩手県全域を対象とした出荷制限がかかっています。イノシシについては、具体的な方針が示されていません。また、現在も県南部を中心に野生鳥獣から基準値を超える放射性物質が検出されており、出荷制限が解除される見通しは立っていません。

そのような中、県ではニホンジカ、ツキノワグマ、山鳥について放射性物質の検出状況を把握し、出荷制限指示の解除要請に向けた基礎資料とするため、全県を対象として放射性物質検査を実施しています。具体的には、ニホンジカ、ツキノワグマは4月から10月にかけて、山鳥は11月から1月にかけて市町村の有害捕獲事業などから検体を収集して検査を実施して、県のホームページで結果を公表しています。町では、今年度はツキノワグマについて2検体提供しています。既に県でデータ収集に取り組んでいることから、町でも引き続き検体提供に協力してまいりたいと考えております。

また、ジビエ産業のお話がありましたが、ジビエというのは狩猟で得た天然の野生鳥獣の食

肉のことであり、近年西日本を中心に注目されています。被害対策として有害鳥獣駆除を実施するだけでなく、捕獲鳥獣をジビエとして利用することは、それ自身が被害対策となり得ます。町としても出荷制限が解除された際にジビエ利用を推進できるよう、機会を捉えて優良事例などを学んでいきたいと考えています。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひよろしくお願ひしたいところだと思っております。セシウムの数値、どの地域でどれぐらいの数値の鳥獣が捕獲されているか、もし詳しい情報があれば、県全体というよりも、この地域にはこれぐらいの鳥獣が検知されているのだというような詳しい情報があれば、またその点についてもお知らせいただければと思います。町民に対して注意喚起のほうもお願いできればなというふうな思いでございます。

次に参ります。森林環境税、譲与税についてであります。国が示す市町村への森林環境譲与税の譲与基準は、私有林人工林面積の割合が50%、林業就業者数の割合で20%、人口の割合が30%で案分するとのことで、結果的に大都市で人口が多く、地球温暖化に直結する温室効果ガス排出量が多いと思わしきところへの配分が多額となっております。

私が思うに、本来はそのような大都市にはペナルティーがあってもしかるべきなのではないかなと思っておりますが、にもかかわらず人口に30%のウェートを置くというのはいかなものかなと思っております。この点についてどのように捉えておられるのか伺います。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 最初に、森林環境税、森林環境譲与税についてご説明した後、森林環境譲与税の譲与基準についてお答えします。

日本は、2015年にパリで開かれた温室効果ガス削減に関する国際的取決めを話し合う国連気候変動枠組条約締約国会議、通称COPといたしますが、それに参加して、そこで合意され

たパリ協定の枠組みの下で温室効果ガスの削減に取り組んでいます。その目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備などに必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人がひとしく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして、昨年度森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から納税義務者などに年額1,000円課税される予定です。森林環境譲与税は、令和元年度から各都道府県と市町村に譲与されています。森林環境譲与税の市町村における使い道は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用とすることが法律で規定されています。

これを踏まえて、森林環境譲与税の譲与基準についてお答えします。議員がおっしゃるとおり、森林環境譲与税の譲与基準は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%で案分することとなっています。人口割を適用した理由については、幾つか見解があるようです。法案審議の過程で、国は都市部の住民を含めた国民全体の理解を得ていく必要があると説明しています。また、木材利用の促進や普及啓発が森林環境譲与税の使途の対象とされており、森林が少ない都市部で木材利用を進めることは山間部の森林整備を進め、山間部との関係を築くことにつながるといった考え方もあります。

西和賀町の場合、町の面積の約9割が森林ですが、そのうち約4分の3は国有林であり、私有林人工林はそれほど多くありません。令和元年度の森林環境譲与税額は約660万円であり、私有林の森林の現況を把握する森林カルテ事業、小規模な林業、自伐型林業の推進、町立小中学校の授業における森林環境教育に活用させていただきます。来年度から私有林の整備がより進んでいくような仕組みをつくり上げ、そこにお金を使っていきたいと考えています。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。制度の趣旨からしても、しっかり森林を確保して維持していかなければ、その目標は達成できないのではないかなと思っております。

結果的に林野率の高い市町村に多く配分されるべきなのではないのかなというふうに思っております。何かこの制度は重心がぶれているのではないかな、不公平感が満載だなというふうな思いががございます。新聞報道などでもそういうのが見受けられるのでありますが、そういうふうな不公平感というような意見が大方のようであります。そういう部分を指摘して、譲与基準の見直しを林野庁に対して訴えるべきなのではないかなと思っておりますが、その点についていかがですか。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからご指摘ありましたが、環境問題を含めまして森林整備の財源確保を大きな目標として行動してきた我々地方の立場からすると、不本意な内容も含まれた制度として法制化されたものと認識しています。

先ほど課長から答弁ありましたように、納税者の多くに都市部の住民が含まれ、審議の段階で調整されたものと思われまます。法案が整備されて間もないものであり、全国町村会では現段階で見直しの行動を取っていませんが、その政務調査会経済農林委員会において意見交換されております。それによりますと、譲与税は5年後に見直しがあり、この間いろいろな問題があったり税の効果がなかったりした場合は制度自体が見直される可能性もあるので、意識して取り組んでいかねばならないというような内容となっております。

また、私も昨年度まで役員として出席してまいりましたが、全国山村振興連盟では、総会で決議し、関係省庁、国会議員に要望運動をしております。内容は、森林環境税及び森林環境譲与税について計画に即した段階的な導入を確実に実施すること、その実施状況を踏まえ

効果を検証しつつ、必要がある場合には譲与基準等について検討を行うこととなっています。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひそういう要望運動に力を入れていただきたいなというところでもあります。よろしく願いいたします。

森林環境譲与税は、昨年度から配分されております。その活用方法として、我が町の取組が先進事例として林野庁のホームページに紹介されております。当町の林業振興課では、木材の利用、普及啓発として、町内の小中学校に対し森林環境教育を行っております。西和賀林業を通じ、町の自然を教材に、間違いなく町の将来を担うであろう子供たちに対し、このような教育をするということは特に重要なことではばらしいことだな、そういう取組だなというふうに思っております。

今後の課題としては、このことをいかに継続できるのかということだと思っております。学務課との連携を図るなど、やり方はいろいろあるのかなという思いがございますが、そういう継続に関してどのように捉えておられるのか伺います。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 森林環境譲与税を活用した小中学校の授業における森林環境教育についてどのように継続するのかの方策についてお答えします。

先ほど少しお話ししましたが、令和元年度から森林環境譲与税を活用し、町内の小中学校の授業において森林環境教育を行っております。単発のイベントではなく、授業で行ったところがポイントです。授業で取り上げるということは、西和賀の子供たちは全員必ず森林について学ぶ機会を得るということです。町に豊富にあるすぐそばの森林が地域資源であることに気づき、その課題について考える機会を与え、子供たちの将来の職業の選択肢として林業が当然含まれるようにすることを目指しています。

この森林環境教育を継続していく方策についてご質問いただきました。方策は、大きく分けて2つあると考えています。1つは、学校と外部講師と町の連携を密に保つことです。令和元年度は、学校にも外部講師にも前年度から依頼し、年度が明けるとすぐ実際の授業前に打合せを行いました。そうすることでお互いの理解が深まり、準備も整っていきます。来年度の授業についても、既に校長会と教務主任会議において依頼しており、町外の講師との打合せも行っています。引き続き複数回の事前打合せを行って連携を深めたいと考えています。

もう一つは、当然のことですが、反省点や課題を整理し、改善していくことです。単発イベントの場合は、そのときにうまく生かせることが重要となる面もありますが、この先もずっと授業の中で取り組んでいくためには、学校からも外部講師からも町からも反省点や課題を出し合い、改善に向けて動くことが必要だと考えています。例えば今年度実施した後に課題となったことの一つに、座って講師の話聞く座学とまき割りなどの体験の時間の配分があります。体験には場所の移動などがあって、それなりに時間がかかりますし、座学がなければ体験が深まらないということがあって、どちらも適切な時間が必要となります。そういった課題を学校と外部講師と町で相談しながら、ちょうどよい時間配分を編み出していきたいと考えています。授業を受けた子供たちからも感想などを聞き取り、森林環境教育がより実りあるものになるよう努めてまいります。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。各部署からそういう反省点を出していただいて、それを改善していくというお話でした。さらに、子供からも感想を取っていくということでございます。継続は力なりという言葉がございますが、継続するということは本当に困難なことでもあります。しかし、この授業についてはぜひ続けていって

いただきたい、そういう努力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

森林環境譲与税は、既に先行投資で配分されております。また、増額され、さらに林業振興が期待されておるところでございます。

私有林の開発、自伐型林業普及という課題は大きなハードルであるとお聞きしました。まだまだストーブの普及率が高いわけでもなく、需要も採算も見込めず、今のところ山林所有者にしてみれば何ら魅力が感じられないというのが現状ではないのかなと思っております。

しかし、今求められているのは、有資格者である町の林業地域おこし協力隊と森林組合を中心に民間的林業業者との連携をいかに図り、山林所有者に対してどのように訴え、どう取り組んでいくかということだと思っております。その上で西和賀型林業の構築が必要になってくるのではないかなと思っております。この機に大いに期待されるところであります。方策をお伺いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 最初に、森林環境譲与税の増額についてご説明した後、西和賀型の林業構築に係る方策についてお答えします。

森林環境譲与税は、当初総額200億円から段階的に増額し、令和15年度に満額の600億円となる予定でしたが、3月に法案が通れば令和2年度、来年度に400億円、令和6年度には600億円となり、9年前倒しの予定に変わります。森林の手入れが行き届いていないことが一因となって土砂災害が相次いでいることが背景にあります。西和賀町に配分される森林環境譲与税は、令和元年度は約660万円、2年度に約1,400万円、6年度に約2,200万円となる見込みです。

そのような中、町では大きく分けて3つの施策を進めていきたいと考えています。森林の現況や森林所有者の意向を把握すること、所有者による森林整備を支援すること、そして先ほどお話しした子供たちへの森林環境教育です。

森林環境教育については、先ほどご説明しましたので、それ以外の2つについてお話しします。1つは、森林の現況を現地調査などで把握しカルテを作成する森林カルテ作成事業を行うとともに、森林所有者の森林整備に関する意向を確認して森林を集約化します。その集約化の担い手として、国や県の研修を受講し、西和賀町の山の状況に詳しい方を地域林政アドバイザーとして雇用して、町の林業の中核的な存在である森林組合とタッグを組んで西和賀の山の生かし方を見いだしていきたいと考えています。

もう一つは、森林所有者が自ら、もしくは林業事業体に委託して森林整備を行おうとするとき、国や県の補助事業の要件に満たない場合には、町が補助金を交付して支援したいと考えています。

なお、森林所有者が自ら森林整備を行うときに役立つように、自伐型林業の研修会も引き続き開催していきます。

町では、自伐型林業のように小さい林業と大型機械を使う大きな林業が共存し、森林所有者の収入を増やして、そのことがさらにほかの森林所有者の森林の経営意欲を刺激するような流れを築いていきたいと考えています。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひそのような流れをつくっていただきたいというふうに思っております。まずは、山林所有者の皆さんに自伐型林業の魅力、研修を通してどう訴え、理解してもらおうかということ、その上でこれならやってみようかなというようなことで森組さんとか民間的林業業者の方をお願いしようかなというふうなことを思ってもらうことが大事なのではないかなと思います。

もう一つは、町と森林組合と民間林業業者の連携、それをどう図るのか、すみ分けをしっかりと、役割をしっかりと分担した上で、どう効率を図っていけるのか。聞くところによりますと、他市町村の取組事例もあるようであります。今こそ西和賀林業は、着実な土台づくりをして

いかなくなくてはならないときだろうとっております。

最後に、西和賀林業の将来像と申しますか、ランドデザインを伺いまして、林業については終わりたいと思います。お願いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 森林を持っている方がたくさんいらして、森林もいっぱいあってという状況なのですけれども、今関心がなかったり、山から離れているという状況があって、森林組合も少し元気がなかったりしてという状況がある中で森林環境譲与税が来たり、あとは地域おこし協力隊の方が来て、新しく自伐型林業というものを広めたいというふうに頑張ってもらったりして、何もなかったところに急に新しい風が吹いてきたという感じだと思います。

私も平成29年に来て、新しい風になれたかはちょっと難しいところなのですけれども、新しく外から来たということで、新しいものを運んでこれたかなと思っております。それで、それが来て、それが定着していくというところが大事だと思うので、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、これから新しいものが育っていくところを、私はできないけれども、残った人がしっかり受け継いで、小さい林業、自伐型林業と森林組合でやっているような大きな林業が共存して、2つとも繁栄していくような流れをつくってもらいたいと思います。

以上です。

議長 細井町長。

町長 この5年間、林野庁から職員を派遣していただきまして、西和賀の現状を見ていただいて指導してきていただきました。大変感謝しておりますし、今後とも町内の林業振興については林野庁のご指導、ご協力いただきながら進めていければと思っております。

先ほどからも話ありましたが、西和賀町は町面積の9割ぐらいが森林でございますので、この活用が将来に関わっているということ

は間違いないというふうに思います。これまで歴史的に農業というものが国策で支えられてやってきました。今後については農業を基幹として、今まで手をつけられなかった林業の部分から収入を得るという手段を講じて林業所有者の意識啓発に結びつけられればというふうに思います。そういう意味では、森林組合が果たす大型林業と、もう一つ裏山の自分の山から収入を得るということを実現するということがそういうきっかけにつながっていくのだろうというふうに思います。

今後人口減少の中で、農業が展開できる面積も狭まってくる可能性はあります。そうしたら、農業ができない分野について新たな林業を展開できないかという手法を探ってみるというのも、この地域の可能性を生かしていくことにつながっていくと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今話をお聞きしましたけれども、新しく構築されつつある西和賀林業の精神を継続できるように、これからもお願いしたいというふうに思います。

質問事項の最後は、老人医療費助成事業についてであります。この制度は、生命尊重の観点からも、町独自の西和賀らしい歴史であります。特徴であります。当然継続すべき事業であるという思いで今回の改正条例も可決されたところでありますが、昨今の国内情勢や当町の情勢を鑑みれば、町民に対し負担していただける方には負担していただかなければならないし、我慢していただける方には我慢していただかなければならないということをしっかり説明していただくことが大事だろうというふうに思っております。

今議会において条例改正は可決され、やっと三段跳びでいうホップ、ステップまで来たのかなという感じですが、すぐに次のジャンプをしなければならぬというふうに思っております。この件に関しましては、少しほっとされている

ところとは思いますが、もう一度熟慮いただきたいという思いで、以下について質問してまいります。

①です。町は、今この制度を70歳へと引上げをしましたが、平均寿命で比較してみますと、この老人医療費助成制度開始当時、昭和40年の岩手県の平均寿命は65.9歳、このときの西和賀のデータは見つけれませんでした。平成27年では83.2歳で西和賀は83.5歳となっており、県との差はほとんどありません。昭和40年当時も県との差はほぼないと仮定しますと約17歳、平均寿命は延びております。当時60歳から無料化を実施していたことから考えれば、今見直しをするのであれば、町の財政状況も踏まえ、歯科に合わせて75歳以上とするのが妥当ではなかったのかなと考えていますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

現行の助成対象者は、医科65歳以上、歯科75歳以上で2,685人ですが、5年後の医科、歯科70歳以上では2,036人となり、助成額も4,515万円から3,770万円になると推計しております。

対象年齢につきましては、健康づくり推進協議会でも後期高齢者医療の対象である75歳以上とする意見もありました。年齢を引き上げれば財政上の削減効果は大きくなるわけですが、合併時、旧沢内村の制度を西和賀町で引き継ぐ際に対象年齢について協議し、5歳を引き上げるのが適当であるとして60歳から65歳にした経緯があります。健康づくり推進協議会では、対象年齢を一気に10歳上げるには町民の皆さんへの影響が大きく、理解を得るのは難しいのではないかと判断をいたしまして5歳引き上げ、これを受けまして70歳としたものであります。

議長 高橋輝彦君。

6番 平均寿命との差を見れば、1960年の制度開始時は65歳からの助成制度で、平均寿命との差は約1歳です。制度開設時でさえ恐らくこの

制度の恩恵を受けられた方はそんなに多くはなかったのではないかな、そしてそんなに長い期間ではなかったと推測できます。

私も当時の決算書を見てみたのですが、私の能力ではよく理解できず、老人医療費の決算額はちょっと不明でした。推測になってしまって申し訳ありませんが、いずれ平成27年では65歳から平均寿命までの差を見ますと約18年ありますので、1人平均約18年間助成していることとなります。当時は、制度開始2年目からは年齢を60歳に引き下げましたので、1人約6年間の助成でした。今度70歳に引き上げたとしても約13年間の助成をするわけでありまして、75歳に引き上げたとしても8年間助成します。制度開設時でさえ6年間の助成でした。

当時からすれば、50年後にこんなに平均寿命が延びるとは誰も予測できなかったのかなと思っておりますが、このような時代の変遷の観点から考えても、70歳は本当に妥当だったのかなという思いがございます。その点について、もう一度お聞きします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 先ほども申し上げましたけれども、健康づくり推進協議会でいろいろと協議をしまして、年齢について協議したのですけれども、委員の中にも後期高齢者と同じ75歳に引き上げてはどうかというふうな意見も確かにありましたけれども、一気に10年を上げるのは、やはり町民の皆さんから理解を得るのは難しいのではないかとこのふうなことから、先ほど申し上げましたとおり今回5歳を引き上げて70歳にしたという協議会の話がありまして、町といたしましてもそれを受けまして70歳にしたということでもあります。

議長 高橋輝彦君。

6番 今申し上げたような時代の流れ、そういう平均寿命の流れ等を十分に考慮されたのだからとは思いますが、もう一度熟慮いただかなくてはならないのではないかなと思っております。

②です。不公平感を緩和するための経過措置として、町は1歳ずつ5年をかけ段階的な引き上げということで改正されました。私は、その必要はなかったのではないかなと思っております。なぜなら、他市町村や全国的に見ましても、町内には得をする人はいるのですが、それによって損をする人はいません。今回不公平感を持つ人がいるとするならば、それは私は錯覚だろうというふうに感じております。町の財政状況も踏まえ、段階的ではなく一度の引上げを検討すべきだったのではないかなと思っておりますが、その点についてお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 対象年齢の段階的引上げにつきましては、一度に70歳以上としますと、現行制度で受給対象となっている65歳から69歳の方が対象外となることから、今回段階的に引き上げたいとするものですので、ご理解いただきたいと思えます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ですので、それによって損をする人はいないのではないですか、他市町村とかそういうのから比べても。特に損する人がいないと思っています。その点についていかがですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 損する、損しないという話ですけども、今まで受給対象で給付を受けていた方が今度受けられなくなるとなれば、損という言葉はちょっとあれですけども、そういうようなことから、今まず受給対象になっている方については最低給付対象にして、70歳まで1年ずつ引き上げていきたいというふうな考え方で

議長 高橋輝彦君。

6番 ③番に行きます。昭和40年、沢内村民の1人当たりの個人所得は年間11万5,806円で、県内全市町村の平均に対する割合は70.2%にすぎませんでした。この制度は、沢内村民が本当に生活の苦しかった時代に始まり、なくてはな

らない、本当に生命尊重の制度でありました。しかし、現代はこの制度に守られずとも十分生活できる町民は増えております。示されている介護保険料の算定基準である所得10段階の中で、私は5か6段階以上の方にはご負担いただくべきなのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 現行の制度では、介護保険料算定基準の所得段階の1から3段階に当たる生活保護世帯と世帯全員が住民税非課税に該当する場合は自己負担がありません。それ以外の方につきましては、一律外来で1,500円、入院でも5,000円までは自己負担をしていただくことになっております。

健康づくり推進協議会でも対象年齢の引上げと併せて自己負担額の見直しについても議論になりましたが、年齢の引上げのほかに自己負担額の増額を行うことで負担増になることから、今回の見直しでは対象年齢と給付方式の見直しにとどめることとし、町といたしましても自己負担額の見直しについては行わないことといたしました。

なお、健康づくり推進協議会での議論の中では、町の財政状況からも将来は所得にふさわしい負担の在り方について見直しが必要との意見も出されました。町は、事業の推移を見ながら、自己負担額を含め制度の見直しについては、必要に応じて健康づくり推進協議会等で協議をいただき、検討していきたいと考えています。

議長 高橋輝彦君。

6番 必要に応じて検討していきたいということですが、今必要を感じているのかどうかちょっと疑問に思うところあります。私は、必要だろうと思うので、質問しているわけですが、この中で何人の方がそう思っておられるのか、これから考えていただきたいという思いでございます。

今現在は、65歳以上であれば全員が補助対象

となっております。所得段階の線引きは非常にデリケートな部分ですので、しっかりした分析をする必要があると思いますし、いずれはどこかに線を引くべきというふうな思いでございます。今後ますます所得段階の真ん中から上位の町民より、町の財政のほうが厳しい状況に陥っていくのではないのかなと予測されます。十分自力で支払い能力のある方に対し、助成をする必要があるのかどうか、この部分についても一度考える必要があるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 先ほども申し上げましたように、今回もそういうような財政の面とか様々なことから見直しをかけたわけでありましてけれども、一気に大幅な変更となるとやはり町民に与える影響が大きいのということから、今回の改正になったということですので、所得のある方への負担を増やしていくといえますか、そういうふうなことも健康づくり推進協議会の議論の中でも出ましたとおりそういうふうな話も出ていますので、再三申し上げますが、まずこの改正であれば町民の方から理解いただけるのではないかなというふうな判断から今回の改正に至ったということでご理解いただきたいと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 すぐ検討していただけるのかどうか、また不明なところではありますが、今この時点で十分自力で支払い能力のある方に対して町が助成をする必要があるのかどうかということに関してどのようにお考えですか。

議長 細井町長。

町長 ただいま新しい取組、制度にしようとすることに対してご意見を頂戴しているところでございます。ご指摘のように町の財政負担のほうからすれば、いろいろな考えや、ここまでというような思いがあります。しかしながら、やはりこの制度を活用して病院にかかったりしている方がいらっしゃるわけですので、一気に何

もかにもというわけにはいかないというところで、どこまで線引きをしたらいいかということの結果であったというふうに思います。

今負担能力のある方にまでそれを適用するのということでもございましたが、その分に関しましては今回は今までと同じということにしましたけれども、今後もこの制度の在り方については引き続き検討が加えられるということになりますので、当然その分は将来において課題となって、どうするかということは議論になっていく論点だと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 施行は令和3年ということですが、もしできればその前に検討していただく部分は検討していただきたいなという思いでございます。

④です。平成17年西和賀町合併当初人口は約7,700人で、町の助成医療費は約4,400万円でありましたが、平成30年は人口約5,600人で約4,500万円です。人口が2,000人以上減ったにもかかわらず、助成費は減るどころか増えておりました。ましてや今団塊の世代と言われている方々が70代突入という時代であります。これを受けた形で、政府は低所得者への配慮は検討するとしながらも、2022年から75歳以上の方の医療保健費窓口負担を1割から2割に引き上げる方針を固めたとしております。このような国内の背景がある中で、行政が示す年齢の見直しは70歳ということであります。このような今の時代の観点からも、妥当性を私は疑っております。

また、現在歯科の75歳としている設定を70歳に引き下げましたが、その妥当性を伺いたいと思います。75歳のほうに統一するというのであればその意味は理解できるのですけれども、年齢を引き下げるといふときにその理由をお聞きすると、医科と統一したいからというふうなことだけお聞きするわけですが、平均寿命や所得等の推移など今議論を重ねてきたような要素を加味すると、少し安易ではないのかなと

いう思いがしますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 歯科の75歳の件ですけれども、医科との不均衡を是正するため同じ年齢にしたということでもあります。それだけではなくて、健康づくりの観点ということからも70歳にしたということでもあります。健康づくりの観点と申しますと、歯科の口腔衛生といいますか、そういうのが今大変重要な部分だということでは言われておりますので、そういったことから、なるべく医療機関にかかりやすくすることによって歯科の口腔衛生、予防といいますか、そういうふうな方向に進むわけですし、そういう意味では健康づくりの観点といいますか、そちらのほうからも70歳にすることで予防といいますか、口腔衛生の向上につながるということからも、医科と一緒にすることと健康づくりの観点から併せて70歳にしたいということでもあります。

あと健康づくり推進協議会の検討結果の報告書にもありますが、自己負担限度額につきましては国の制度改正等により事業に影響が出る場合は別に協議をするというふうにしておりますので、必要に応じて健康づくり推進協議会で協議いただきながら検討結果を参考にして町としてその方針を検討していきたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 歯科に関して健康づくりの観点から5歳引き下げたというところについてはちょっと疑問がありますが、時間の制限がございますので、また後にしなければならないのかなと思っております。

⑤です。この制度は、無料化年齢を75歳に引き上げ、さらに所得制限を設けることにより町の助成金を大幅に削減できます。その分で町内小中学校給食費と国の保育料無償化制度の対象とならない部分を併せて手当てできれば、それは町の若者定住対策の大きな柱となり、看板となり得るものと考えます。

町長は、施政方針の中で、国の保育料無償化制度の対象とならない部分、保育の給食の副食費を負担すると言われました。これだけでは全くインパクトがありません。例えば町内小中学校給食費保護者負担は、近年1年間の総額は約1,500万円となっております。両方合わせても賄えるのではないかなと思っております。若者が安心して子育てができる町を確立すること、ここに手当てをシフトすることこそがとても有意義なことではないのかなと思いますが、これに関していかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうからご指摘がありましたがおっしゃるとおりであろうかというふうに思います。高齢者のほうが圧倒的に人数が多い。やっぱり少ない、負担する若い人たちを支援していかなければならないという大原則に立って今後つくり上げていかなければならないのだろうというふうに思います。

今回の見直しでは、医科、歯科とも70歳になる、5年後にはそれだけで74万円ほどの財政負担が削減できるという試算をしておりますので、そういうものを子供たちの給食費等の支援に充てていこうということで、令和2年度の予算からスタートしていくべく予算も執行したところでございます。今後については、さらなる制度改革等受け止めて、子育て世代への支援増強に向けた予算編成ということで頑張っていく必要があるというふうに認識しております。

(何事かの声)

町長 大変失礼いたしました。ただいま5年後に74万円と申し上げたようでございますが、740万円ということでございます。訂正しておわびいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひ所得の段階の高い支払い能力のある方からはご負担いただいて、そういう若年層の方にシフトしていただきたい、そういう思いでございます。

合併して16年目の今の見直し内容、70歳に引き上げただけでは、ただ単に私は問題を先送りしたようなものではないかなという感じがしております。もっともっとデータなど追うべき数字をしっかりと追っていただいて、町の置かれている状況や国内状況と照らし合わせて、今町はどんなことをしなければならないのか、そのためにこの制度をどう生かすのかをしっかりと町民に知らせるべきではないのかなと思っております。今回改正したこの制度の内容は、様々な観点から考えて、見直し内容の見直し、直ちに再検討が必要ではないでしょうか、伺います。

議長 細井町長。

町長 この制度につきましては、旧沢内村が昭和30年代から着手されて、歴史的に継続してきた事業でございます。新町を発足させるときに、それまでお互いの町村がつくり上げてきた歴史を尊重しながら新しいまちづくりをするということが原点となっております。しかしながら、昨今の人口減少あるいは年齢構成が大幅に変わっておりますので、それに耐え得るような内容に両町村の歴史を織り込んだ形の中で新制度をつくり上げていく必要があるというふうに認識しております。ご指摘のことにつきましては重々承知いたしながら、今後の制度設計の改正に着手していきたいなというふうに思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 広く考えて行政は町民に対し考慮すべきところは考慮していただいて、一方で負担していただくべきところは負担していただかなければならない、そういうことや町の財政状況をしっかりと詳しく伝えて、その上でそれが町民全体として、またこれからの若者たちのためのメリットになるならば多くの町民にご理解いただけるものと私は思っております。

これから過疎化の進む西和賀町は、若者のための政策として大きく看板を上げていただきたいなと思っております。その点についていかが

でしょうか。

議長 細井町長。

町長 先ほどもちょっと触れましたけれども、やはりこの制度、根本ができたとき、あるいは合併協議で見直したときからは想像できないような人口減少、年齢構成の変更が進んでおりますので、その辺は十分町の財政運営と一体となった仕組みの中で新制度を検討していかなければならないと認識しておりますので、そこは十分配慮していかなければならない点だというふうに思っております。

そして、この制度を活用しながら、かつては非常に弱い立場であった高齢者、これからは将来を担う非常に貴重な人材である子供たちの育成というようなことを認識しながら、新しい制度設計に着手していかなければならないという責任を感じております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今西和賀町は、とても大事な局面に差しかかっております。いろいろな問題が一気に押し寄せてきている、そんな感じがしております。時間を遡ってやり直すことができればよいのですが、それはできません。今ある条件の中で、町の将来のために何を一番すべきことか熟慮し行動しなければなりません。ただ、町の将来のためと思ってしても自分のエゴと捉えられてしまうこともあります。それは周囲の判断次第になるわけであります。私自身、少なくとも自分を信じ、その中でも自問自答しながら芯となる部分をしっかりと保ちつつ、しかも柔軟に取り組んでいきたいなと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、北村嗣雄君の質問を許し

ます。

北村嗣雄君。

2番 おはようございます。3月の定例議会、今回もまた一般質問させていただきます北村嗣雄です。よろしくお願いいたします。

これから町長に庁舎の在り方について質問させていただきますが、平成17年の合併時において、町長より新庁舎の建設計画についても示されています。今町長が示している今後の庁舎の取組と大きな関わりがあり、関連事項でございますので、合併時に示している事案についても触れながら質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

庁舎について。旧湯田町、旧沢内村の両町村の合併時、町長は新庁舎の建設計画を合併から10年を想定していると示し述べているが、想定どおりの取組ができなかったのはなぜか、その訳をまず最初に伺います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからの質問で、合併時の協議で新庁舎の建設を合併から10年後を想定しているとありましたが、そういう想定はもともとなかったものだというふうに思っております。

合併協定書では、庁舎に関し、財政事情を考慮し、当面は新庁舎の建設は行わないこととし、現在の両町村の庁舎を活用するとしております。当面の解釈は、おおむね10年とするとしてしましたが、財政計画から見て10年を想定した新自治体建設計画での建設は困難であると判断したからでありました。

合併後、新自治体建設計画に基づき、西和賀さわうち病院や、にしわが斎苑などの建設をはじめ、住民生活に直結する主要事業について財政状況を踏まえながら優先的に事業実施してきたところであります。

議長 北村嗣雄君。

2番 今町長の答弁の中で最初から想定がなかったというお答えを頂きました。実は私ここに

きちんとした資料を持っているのですが、平成16年7月15日に合併協議会会長、細井洋行ということで、これが協議第8号—2というので、正式な文書でございます。それでこの中に、最初は町長が今申し述べられたような想定になっているのですが、私は住民からこれ2部頂いて、当時合併協議会で多分協議されたときの資料だと思うのですが、「財政事情を考慮し、当面は新庁舎の建設は行わないこととし、現在の両町村の庁舎を活用することとする」とは書かれています。ただ、そこに後づけとして、当面の解釈は、以下の理由によりおおむね10年とする。①として、財政計画から見て10年以内の建設は困難であること、それから次に新自治体建設計画が10年間を想定しているものであること、こういうふうに述べられているのです。これは、特に私今ここでどうのこうの責めるわけではないのですが、あまり感情的にならないで、過去、経過を皆さんにもご理解いただいて、そしてやはり住民にも理解してもらいたい。そして、今町が取り組んできている状況を理解しながら、今後の取組を住民と一緒に考えて考えながら、やはり取り組むべきことは取り組んでいかなければならないと思いますので、それで私今明確に申し述べるものでございます。

それでお尋ねしますが、この後町は平成21年に両庁舎の耐震診断を実施しております。この以前、以後に両庁舎について何か補修工事をされていますか。この補修というのは、外壁か、それとも屋根とかですが、事前にもらっている資料では屋根とか外壁の補修はなさっている記載はないのですが、改めて伺います。

(何事かの声)

議長 北村嗣雄君。

2番 ちょっと今のあれでお答えできなければ後日でもいいですけれども、ただ私が今持っている資料では一番最初にやっているというのは平成18年に、これは老人福祉センター……

議長 北村さん、マイクをちょっと近づけてく

ださい。

2番 平成22年に屋根の雨漏り修理というのをやっています。それから、平成28年に開発総合センター雨漏り修理というのをやっています。

私聞きたいのは、当面この両庁舎の活用を目指すのであるならば、なぜ平成21年あるいは今日まで屋根とか外壁の、私伺っていますけれども、屋根なんかさびて完全にそれにペンキなんか塗れる状態ではないということをお聞きしているのですが、なぜそういう補修工事をしなかったのか。その辺どうも管理責任があるのではないかなと、今実際にそういうのを私は感じるころですが、その辺はどう解釈しているのかお伺いします。

議長 細井町長。

町長 先ほども申しあげましたように、財政が非常に厳しい中で新町の建設を進めていこうというふうにしたものであります。したがって、住民生活に直結する主要事業について優先的に取り組んできたということをお申しあげました。

合併の協議のときの話が出ましたので申し上げますけれども、合併協議の際に旧沢内村として最も重きを置いたのが公立病院の継続でありました。当時新しい病院を建てるということももちろん想定できない中で、いかに継続するかということが一番の大きな課題として取り上げられたものでございます。これについては最重要課題として、新町において内部改革の必要性、そして旧沢内村の中心であった太田にあったわけですが、太田にあって旧沢内村の範囲で病院の継続はちょっと難しいという中から、西和賀地域全体をカバーする地域を選定する必要があるということで現在の大野地区への移転の必要性が出てきたものでありますし、それでもまだ新しく想定する病院の経営は間に合わないということで、さらには急性期の病院から転院してくる患者さんの受皿、それまではそんなにカバーしておりませんでした。その必要性を考慮に入れまして、連携の中でそういうシステ

ムを取り入れましょうということでやってきました。したがって、今回令和2年度から包括ケア病床の実現とありますけれども、それはその実現に向けて有利に展開できる大きな一つの第一歩というふうに感じております。その検討の中で、やはり病院継続のためには新病院建設ということも非常に重要であり、絶対に必要であるという観点の中からは、消防署の移動も含めまして協議して進めてきたものでございます。住民のための最重要課題として取り組んできた経緯がでございます。

その後、火葬場の建設、西和賀消防署の建設と進むこととなります。これについても北上地区消防組合が事業主体となっているわけですが、北上市と西和賀町の人口推移の将来構想の中で、西和賀消防署への配置の減員は避けられない状況にありましたが、新しい消防署建設などによりまして、既に配備されている消防車両の台数を減らすことは避けられたということでありまして、そういうことで新しい病院と一体となった救急体制の実現にも貢献するということが住民生活に直結した部分に優先的に取り組んできたという経緯がでございます。

そういうことで取り組んできたことでございまして、役場庁舎に関しましては緊急な改修等で対応していくということで、これまで取り組んできた経緯がでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 大変財政の厳しい状況の中で合併したとて、両町村の様々な大きな課題を抱えての合併であったと確認しておりますので、そういう中で今までの経過をたどった場合、町民、住民の健康を第一とするさわうち病院の新築に対しては、当然一番重要視されての新築だったと今確認するところでありますけれども、それはそれとしても、この資料ばかりでなく私確認したところによると、両庁舎の現状をできるだけ長く保持しながら、地域環境も、あるいは均衡の取れた行政サービスということも考えて、今後の

庁舎の運営をするというそういうことも記載されている資料がございます。であるならば補修も、やはり保持するそうしたのにももう少し細心の注意を払って、特に沢内庁舎の場合は雨漏りが最初からあったことは私も記憶しておりますが、外壁は大きくても、屋根、そうしたものに注意を払うべきではなかったかなと考えるものでございます。そうすればひびとか、いずれにせよ躯体が50年も経過していると、現状としては受け止めなければならないわけですが、過去を今私は申し上げているわけで、その辺にやはり管理責任というのがあったのではないかなと私は言いたいところでございます。

次に入りますが、庁舎の在り方についての検討会を持たれた経緯ですが、平成29年、令和元年と、町職員だけの構成の検討会が持たれたことに大変住民からいろいろな意見が出ております。私どもも昨年の11月、初めて全員協議会のところに資料を提示されたとき、この資料の検討会の仕組みというのを見た感じでは、すごく驚いたという感じでございます。

そういう中で1つ伺いたいのは、職員以外の構成員として検討会に参入しなかったのは、それはなぜか。また、職員のみでの検討で協議が尽くされたと……これから私伺っていくのですが、今でも認識しているのか、ちょっとその辺の見解を伺いたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

庁舎については、平成28年度に西和賀町公共施設等総合管理計画を策定し、平成29年度に庁舎の在り方検討会を立ち上げ、両庁舎の現状、個別施設計画策定の検討を行い、平成30年度に湯田庁舎、沢内庁舎等の劣化状況調査の実施及び個別施設計画の策定を行ったところであります。

今年度の庁舎の在り方検討会においては、平成30年度の劣化状況調査及び個別施設計画に基づき検討、協議を行ってまいりました。この検討の

中で新庁舎の建設については建設場所、財源確保など多くの課題があり、十分な協議の時間が必要であること、現在の両庁舎の劣化状況や耐震性を考慮し、早急に対応する必要があることから、現在ある施設の有効活用を前提とし、最小限の経費で対応することとし、検討、協議を進めてきたところであります。

これまで西和賀さわうち病院、にしわが斎苑、西和賀消防署など新たに施設を建設する際には、関係機関、有識者、住民代表などで組織する検討委員会を組織して協議を進めてきた経緯がありますので、庁舎を新たに建設する場合は同様の組織で協議を進めていく必要があると考えます。

今回は、劣化状況調査結果及び個別施設計画に基づき、現庁舎の維持補修の検討ということで対応してきたものであり、職員で構成する庁舎の在り方検討会で課題の整理、対応策などの検討、協議は十分行われたものと考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 今町の取り組んできた経緯については理解するわけですがけれども、実はここに平成28年ですか、資料がございまして、ある議員がこういう質問をされているのです。合併協定書にも書いていましたけれども、やはり庁舎を改修するには十分な協議をせよとの、その協議がなされている姿勢が少ないのではないのですかというので町にあれしているのですけれども、その中で町長は、一応実行委員会なりを担う場所があつてこそ經由しないで進めるということはないのですがという、一つのお話の中では流れているのですけれども、こういう経過を見ますとやはり両町村が合併のとき庁舎の在り方の検討もされたと思いますし、当然最重要課題の事案であったと私は考えます。この事案が合併をいかに決する本当に重要な事案ではなかったかなと。

そういう中で、先ほどの資料にもあるのですが、新庁舎なり、あるいは分庁舎でいくにしても均衡の取れたそういうあれが住民の中では根強くあったのではないかなというのうかがえるわけです。私は、職員のみで持たれた検討会は理解に苦しむのです。合併時から庁舎に対する根強いいろんな意見がある中で住民の民意が反映されたというのは、私はこの検討会には持たれたということはなかなか言い難いと思われるが、いずれ検討会の在り方を、住民の構成も含めた協議会というか、そういう考えはないのですか、再度伺います。

議長 副町長。

副町長 ただいまのご質問について、新自治体建設計画というのが、合併時につくった計画があるのですが、その中の第7章に公共的施設の統合整備という記述がありまして、公共施設の整備ということで、「新たな公共施設の整備にあたっては、行財政運営の効率化はもちろん、計画の段階から住民が参画し」云々かんぬんとあるのですが、これは合併時に両町村で建設計画策定したときは、公共施設の整備にあたっては、新たな公共施設の整備にあたっては計画の段階から住民が参画して最大限配慮した整備に努めるものとしますというふうに記述されたことを受けて、病院の建設、あるいは先ほど町長お話ししました火葬場とか、今回の消防署の建設にあたっては計画の段階から住民の方々に入っていていろいろ意見を頂いて進めてきております。

今回の庁舎の改修に関しましては、先ほど総務課長も答弁しましたが、新しい庁舎を造るということであれば、これはもちろん住民の方々、あるいはいろんな関係機関とか有識者の方々に入っていて、場所から、どういう建設にするかというのは検討していかなければならないものと考えておりますが、今回の改修というのは、25年度にいろいろ災害があって、公共施設の維持管理というのが全国的に大きな

課題になっていまして、将来に向けた維持管理費を、地方自治体の財政状況が厳しい中できちんと見通しを、計画を立てながらやりなさいというそういう国からの要請がありまして、うちの町では先ほど総務課長も答弁しました平成28年度に西和賀町公共施設等総合管理計画というのを策定して、これは議会の議員さん方に説明申し上げた内容になっていきますけれども、それに基づいて今度国のほうでは各施設の個別の施設計画をつくりなさいというそういう通知がありまして、それで平成30年度には庁舎、それから今年是小中学校、それから観光施設で不特定多数の方々が入り出す施設というのを選定して個別施設計画を立てたところです。来年も、まだちょっと何施設か残っている施設ありますけれども、それで劣化状況調査と将来に向けた施設管理の計画を策定して、財政的に負担を平準化するような計画でつくっているという状況です。

それで庁舎に関しては、そういった劣化調査を行って個別施設計画を平成30年度に策定したのですが、その策定にあたっては庁内の担当課長に集まっていたいて、調査内容を協議して、基本的には今の庁舎をそのまま継続していくと、財源が厳しい中で最低限の経費で対応していくにはどうしたらいいのかというのを協議していただきまして、そして今回の町の案ということでお示ししたとおりです。

先ほど平成28年のお話ありましたが、平成28年の6月議会にも分庁舎方式を継続するという考え方で予算を提案して、いろいろ議員の方々にご議論いただいた経緯があります。その際には、議会でご指摘されたのは役場内の議論が少なかったのではないかとご指摘もありまして、そういったご指摘を受けて平成29年度には庁舎の在り方検討会を庁内で組織して対応してきたという経緯がありますので、今回新しい庁舎を建てるということではなくて、ある施設を補修していくことというふうに理解して

いただいて、庁内で十分に検討してきたという、そういったことですので、ご理解いただければなというふうに思います。

議長 北村嗣雄君。

2番 今副町長のお話を聞いて、それはそれとして理解しますが、ただ国からとか県からのそうした指示、策定に基づいて、いろいろ計画書とか検討会を持たれてきた。全く事業はやっていないのです、補修も、さっきも言いましたけれども。たまたま今回耐震診断を実施してから十何年たって、それで結局庁舎が補修対象にはならないということで、沢内開発総合センターを解体して分庁舎方式で継続すると。それはそれとして分かるのですけれども、ただ新庁舎の建築ではないから住民に相談をといるか、そういう検討会に入らなくても、それでも検討が尽くされたというふうに今副町長答弁いただいたのですが、それはちょっと理解できないなと思うのです。そうであるならば、事前に合併というか、耐震診断が実施されてから十何年もたっているわけですから、常に住民に何かの広報なりで庁舎の在り方なりを町の考え方を示してくれば、もっと住民の理解も得られたのかなと私は感じます。

これをどうのこうの追及してもあれですけれども、ただ過去であっても今住民の皆さんが注目というか、関心を寄せているのは町の考え方がきちんと住民に伝わっていないというか、理解していないから、やはりいろんな異論が出ているのであって、分庁舎方式が駄目だというのは住民の方は誰も言っていないのです。新庁舎でなければ駄目だとも言っていないのです。だけれども、取り組んできている状況が、やり方が住民を入れた協議会なり検討会をなさっていないから、やはり分かっていないために住民にもいろんな意見が出ているのです。

それで、次に移りますけれども、庁舎の在り方、町が提案し開催した町政懇談会、昨年11月から12月において開催されたが、この庁舎の在

り方について町が提案し、町政懇談会が町内6か所で開催された。住民の参加、少数人数の中で開かれている、これは結果としてそういうことになっているのですが、住民に十分な周知と理解が得られたと、先ほども含めて関連していくのですが、ちょっとその辺の認識は今のようになっているのか伺います。

議長 細井町長。

町長 住民周知についてでございますけれども、昨年11月21日から12月6日にかけて町内6か所で町政懇談会を開催し、合併に伴う財政支援の終了による町財政への影響とその対策並びにその際庁舎の在り方、老人医療費の助成の取扱い、温泉施設の取扱いの3項目について方針を示したところであります。町政懇談会には6か所、合計で153人の方々に参加いただいております。

その後も求めに応じて説明会はどこでも開催、対応いたしますという方針を示してきたわけですが、それに対して北上しんきんクラブ町政懇談会、湯之沢区協議会まちづくり懇談会、区長協議会、町商工会関係者や建設業関係者との懇談会において、また議会議員の皆さんには12月議会の定例会での一般質問や議会全員協議会において庁舎の在り方についての町の方針を説明してきたところであります。

先ほど申し上げました町政懇談会後の町の任意の団体への説明会については、大体全部で115名ぐらいの人数になったというふうに思います。私は、そういうチャンスを与えて説明をしてきましたので、一定の理解はいただけたのではないかなというふうな認識は持っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 今町長のお話を聞いて、それなりの会合なり場所で説明はされているということですが、それだけで挨拶の中とか、それから紙切れ1枚もらって、こういうことになりましたと。区長会の状況も聞きましたけれども、資料たった1枚で詳しい説明はなかったと、やはり

区長会といってもこういう状況だから、議会の中で審議をしてもらえないという話合いも中にはされているということを私は聞いていますが、私ども議会のほうには最初に資料を示されているのですけれども、議会に出さなくても住民に最初に出してもいいのです。というのは、住民総意の意思がないと、こういう重要な事案はなかなか理解を得られないと思うのです。

それで、開催の持ち方も平日の夜と昼ですよ。土曜日、日曜日とか、住民が休日でうちにいるような日を設定してもいいのではないかと思います。日曜議会ではなくても。やっぱりこういうことは住民に配慮しながら、できるだけ住民の理解を得る、そういうきめ細かい配慮も私は必要だと思うのです。まず、このことも過去ですので、いずれ経過をあれしながら私は進めていきたいと思ったので、これは住民の皆さんにも理解していただきたいなと思いながらこういうあれしていましたので、よろしく願いします。

これまでの協議と町政懇談会での説明だけで住民への周知、十分な説明できたとは理解できないが、再度こうした検討の考えというのはないか。これまで町が示した庁舎の在り方、それから分庁舎を継続することについては、町の事案としては理解するが、今までの町が独自に進めてきた検討会の持ち方は唐突とも言える。住民への説明、懇談会開催など町の一辺倒の進め方は、妥当、適切とは私は理解し難いなと考えるものです。

今後ますます人口減少が進む中、町の行政拠点である将来の庁舎の在り方を講じるとき、やはり町民、民意の参加の検討が大重点と考えられるが、今後いろいろな諸課題がある中で、再度私が申し上げたことに対する考えを伺います。

議長 質問の途中ではありますけれども、まだまだ質問事項ありますので、ここで1時まで休憩いたします。

午後 零時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

午前中に引き続き、北村嗣雄君の一般質問を続けます。

細井町長。

町長 先ほど来の質問でございますけれども、今回の庁舎に関する工事、リフォーム等については、現在の庁舎が建築基準をクリアしていないことを受け、職員及び来庁する住民の安全を確保するため、早急に安全対策のための維持補修工事を行うことで進めようとするものです。

新庁舎建設については別問題であり、住民の意見はもちろんです。検討委員会等を設置して準備に入っていこうと考えているものであります。

議長 北村嗣雄君。

2番 私はこれまで、午前中も含めて町の方庁舎であれ改修に当たっての一連の経過に対して、町の一方的な進め方ということで指摘をしてきました。これは何も無い、やはり住民への説明責任の足りなさだと私は感じます。

内部的な工事だからとか補修だからといって予算が伴う、やっぱり改革でもこの庁舎はあるわけで、予算を計上して執行するにはそれなりに住民の代表の我々議員の賛同なり議決が必要なのであります。ですから、その辺はこれ以上いろいろな異論でやり取りしても進まないかも分かりませんが、ただこれだけは住民を巻き込んでの協議が最善だということだけは伝えておきたいと思えます。

また、次に入っていくわけですが、町長は施政方針の中で沢内庁舎とする老人福祉センターの改修工事に着手するという考え方を述べております。一般会計のほうにも予算は計上しておりますので、これについて町長の率直な意見を求めたいと思えます。

今後の庁舎の在り方に住民の理解が得られたという認識でのことで着手するという事は、先ほどから聞いていると工事あるいは取組は内

部的な工事であるから検討はなされているということではありますが、この施設を沢内庁舎として運営する場合、この施設のみで町内地域の均衡の取れた所管する各課の配置、その辺の考えを伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 老人福祉センターを改修することについて答弁申し上げたいというふうに思います。

先ほど来いろいろやり取りの中で説明しておりますけれども、今回は建築基準がクリアできなかった部分について早急に対応しなければいけないということ、それから財政的な背景もありまして最小限の、最もスピード化して使える役場庁舎を用意するというのもって、今使える安全なものをリフォームして使うということでもあります。

ご指摘のように、ちょっと今現在使っているものから狭くなるということはありません。ただ、議員さん方もさきに先進地視察で島根県のほうを研修されまして報告いただきましたけれども、ないものはない、あるものを活用して町政を執行していくのだということを研修してきて、我々に報告いただきました。まさしく私どもはそこに着手するときに至っているのではないかと私は思っているところでございます。

老人福祉センターを事務室に改修いたしまして庁舎とすることとしましたが、現在の入っている町民課、健康福祉課、農業振興課、農業委員会、林業振興課を配置する考えであります。議場は、湯田庁舎の旧議場がありますので、それを改修して使用しようとするものでありますので、議会事務局を湯田庁舎に移動し、また事務室に改修する老人福祉センターのスペースが現在に比較し狭くなることから、事務効率化を図るため教育長と学務課も湯田庁舎に移動し、教育委員会部局の一体化を進めたいと考えています。

老人福祉センターのスペースが開発総合セン

ターに比較し狭くなることから、これまでと全て同じということになりませんが、住民サービスの急激な低下を防ぎ、維持は図られるものと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 この開発総合センターですが、耐震というか補修はできないということですから、危険を回避するには今町長が申し上げている老人福祉センターに移転をするというのは理解できませんが、ただ住民に均衡の取れた所管の配置、これは今回ばかりでなく前々から町長も述べられております。そうした中で地域環境あるいは地域経済、そういうことを考えれば分庁のほうというか、今の方式が最善ということでも述べられておりますが、ただ老人福祉センターだけで沢内庁舎を維持するというのは、あまりにも狭いのではないかと。

それで明確に施政方針でも町長は述べられておりますが、教育のほうは湯田のほうに移転するということでも、それから議場も湯田の庁舎に移転と、やはりそうした場合いろんな角度から見て、住民は均衡度からすれば今のスペースに何かしら増築してもほかの課の配置も検討していいのではないか、あるいは欲しいという要望も出ております。そうした考えは全然ないのか、あるのかお伺いします。

議長 細井町長。

町長 住民サービスの急激な低下を防ぐということで、住民の皆さんが普通役場に来てやる用足しはきちっと対応できる体制は整えるということが大前提であります。

そのほかでいろいろ教育委員会等について、一般の住民の人たちがそう頻繁に出入りする部署ではないというふうにこれまで伺った経緯もありまして、それが移動することによって急激な低下を招くということにはならないという中で、そういうことを執行しようとするものであります。

ただし、今回こういった措置を取るというの

は緊急対応措置でございますので、今後の庁舎の活用をしながら、どうしてもやはり不便な点が出てくるといった場合にはそれなりの手当てをどのようにやるかということは、当然住民サービスの面から検討は必要というふうに考えているものであります。

議長 北村嗣雄君。

2番 今後予算委員会の中でもいろいろ審議されるわけですが、住民の中にはそうした適正な課の配置も含めて庁舎としての会議室とか、そういうものも今までと同様に使える、そうした対応を望んでおります。ですから、今ここですぐ明言といってもなかなかできないでしょうから、その辺は町の方針のみならず、議会なり住民の声もよく受け止めながら検討していただきたいと考えるものでございます。

それで、実はこの改修工事の予算についてですが、多分老人福祉センターのみであれば1億6,000万円ほどと見ていたのですけれども、いずれこれに引き続き湯田庁舎も含めて、あるいはこの解体も含めて予算計上は3億6,000万円ぐらいでしたか。ここでちょっと確認しておきたいのは、これはあくまで概算なのか、それともこれが総額の予算なのか、どういう見積りをされているのか、ちょっとこれを確認しておきたいと思います。伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

沢内老人福祉センターの改修工事費については1億1,000万円を見込んでおります。湯田庁舎のほうもですね。全体、湯田も。

(そうですの声)

総務課長 失礼しました。湯田庁舎改修工事費については、建物部分の改修工事費で6,300万円、設備工事費1億5,000万円、合計で2億1,300万円、また湯田庁舎の耐震補強工事費は1億3,800万円を見込んでいることから、湯田庁舎の改修工事及び耐震補強工事を合わせて3億5,100万円を見込んでおります。

なお、湯田庁舎の改修工事費について町政懇談会では6,300万円と説明しておりましたが、これは建物部分の金額であり、庁舎内の設備関係については各設備関係業者から詳細を把握した上で最小限の対応をしていくこととし、改修工事費については含んでいなかったものです。今回委託先の業者の協力をいただき、設備にかかる工事費を試算していただいた結果、設備工事費については1億5,000万円を見込むものであります。このことにより沢内庁舎、老人福祉センターの改修工事費を加えた総事業費については5億1,000万円を見込んでいるものであります……すみません、解体工事費4,900万円を含めて総事業費として5億1,000万円を見込んでいるものであります。

また、ただいま説明しました金額についてはいずれも概算額でありますので、実際に設計等を行った場合、工種や工事費が変更となる場合がありますので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 いろいろ説明ありがとうございました。

今こうして改修工事をするにしても、あるいは解体するにしても、どれだけかかるかというのは住民の皆さんもまだはっきり確認できていない状況の中で着手するというように町長はおっしゃっておるわけですが、こうしたことも事前に検討されるような施策というか、そういう取組があつて当然だと思うわけです。

この金額は概算と今申したから、ややもすればこれより上回る可能性もある。そうすると、住民には6億、7億もかけて庁舎改修をするのだったら、財政は厳しくても今後10年、15年先を見たときはやっぱり新庁舎に、そうした検討も必要ではないかというのが大方いることも確かです。

いずれせよ今町長は今回、今年度の予算に老人福祉センターの工事着手の予算を計上してい

ますから、予算委員会で慎重に審議をしながら、これは住民の代表となる我々も真剣に責任を持って審議したいと思います。

それで、これに続いてですが、新庁舎について町長は、私も新庁舎の建設には取り組みたいという意思には変わらないということを申し上げていますが、財政的な課題もありまして、やはり令和2年度の中期財政計画の策定と併せて新庁舎建設基金の設置の検討を行いたいということを述べておられます。

私の持ち時間も少しになってきましたので、例えばこうして施政方針の中に町長として述べられていることは、そんな先の話ではないと思うのです。私からすれば、もう着手は今年度だと、では基金はいつだと、やっぱり基金も今年度中に検討して設置されるのか。その場合、新庁舎の建設をいつと定め、今後のいろんな財政の現状を踏まえたり、町の情勢、人口減少を踏まえて何年を見て基金に取りかかるのか、それから財政上見て基金の額を幾らぐらいまで見れるのか、これは当然ある程度の計画なり予定がないとこうしたことは出せないと思うので、善しあしとしてもやはり町長の本音を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんおっしゃいましたように、将来的に庁舎の建設は必要であるというふうな認識に立っております。それを進めていくための財政の裏づけ等について、担当課長のほうから申し上げたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

町の財政は、地方交付税や補助金といった依存財源に大きく頼った構造になっております。平成28年度から地方交付税の合併特例措置が段階的に縮小され、令和3年度から特例措置のない額での交付というふうになっております。第2次総合計画策定時には、普通交付税が10億円

削減されると見込んでおりましたが、普通交付税の算定の見直しなどによって約6億円の削減にとどまるというふうな見通しを立てております。しかし、既に28年度からこれまで4億円削減されてございます。今後令和3年度までさらに2億円削減されるという見通しを立ててございます。また、簡易水道統合事業の本償還に伴い、地方債の償還が令和3年度から5年間、約2億円程度増えるというような見通しも今立てておるところでございます。このことから、今後の歳入減に対応できる歳出の総枠を見極めた中で、将来に向けて持続可能な財政基盤を構築するために中期財政計画を策定し、行財政の改革を進めていこうという考えでおるところでございます。

なお、中期財政計画は関西学院大学の小西教授から直接指導、アドバイスを受けて財政見通しの計画を策定しようとするものでございます。

議員からご指摘の庁舎の建設基金でございませぬけれども、そちらの創設についてもこの計画と併せながら、また幾ら積むのかという部分についても来年度中に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 私は、財政上の厳しさとか、やはりそれは当然だと思います。だから、それは求めているので、まず一応来年度中ということですので、いずれ今後いろんな予算審議の中でもそれも含めてまず審議されるのかなと思います。

一応最後になりましたので、これまでの町が合併時から取り組んだ経過とともに町長の今後の庁舎に対する取組の考えなどに質問してまいりましたが、庁舎は町の行政を預かる拠点として、住民の生活を支える拠点でもあります。

今後人口減少とともに高齢化がますます進む現状と将来を見定め、財政の健全化を図りながら庁舎の在り方を後世に受け継がれていく施策、仕組みの求められている責任は重大であると思われるが、町長の見解を伺い、最後の質問とさ

させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんがおっしゃられたとおりだと思います。そのとおりに努力してまいり必要があると思っております。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時35分まで休憩いたします。

午後 1時23分 休 憩

午後 1時35分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 本日3番目の一般質問となりました。沢内地区弁天の高橋宏です。よろしくお願いいたします。私のほうで事前通告している質問については、公共温泉施設の今後の方針について、また町長、教育長から今年度の方針が出されておりますので、その点について伺いたします。

最初に、町では昨年末、公共温泉施設の今後の方針について8つの施設全て同じ方針を示しました。しかし、それぞれ施設ごとの利用目的、役割、そしてこれまでの成果をどのように評価、分析しているのでしょうか。端的に言いますと、観光目的なのか、それとも地域の憩いの場としての活用なのか、そのようなことを踏まえて公共温泉として維持すべきか、休業すべきかを判断するという検討をなされたのかを伺います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんの質問について、温泉施設関係それぞれの方針等ありますので、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまのご質問について私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

公共温泉施設の利用目的、役割、成果に対す

る評価、分析といったことでございます。まず、利用目的や役割につきましては、それぞれの施設ごとに設置条例がございます。それぞれに設置目的がございますので、施設ごとの詳細説明はいたしません、その多くは健康保持増進や休養、交流や憩いの場の提供となっております。また、観光や情報発信など特徴的な施設設置目的もございます。それらの成果は利用者数でも分かる通り、多くの町民と町外者の交流の場や町民の健康保持増進に寄与されてきたというふうに考えております。

それらを踏まえた上でといったことでございますので、休業すべきか継続すべきかの判断をしてきたのかといったことございますが、公共温泉施設につきましては地域住民の健康保持や交流などの役割のほか、観光客誘客などにも成果がありますことから、それらを踏まえた上で維持すべく、町では少ない財源の中ではございましたが、各指定管理者等のご努力により、ここまで維持すべく運営をしてまいったところでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 町では住民懇談会をそれぞれ開いて、温泉施設についても開いたと思うのですけれども、その中の資料も頂きましたけれども、先ほど言いましたように単純にといいますか、利用者は町外が多いのか、町内が多いのかによっても、観光施設なのか、地域の憩いの場であるのかということが自然と見えてくると思うのですけれども、そういう検討をなされた上で8施設全て同じ条件で方向性を出したということなのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、8施設全てというふうにおっしゃっておりますけれども、基本的には公共温泉施設は10施設ございまして、そのうち8施設に関しては今回同じ方針を示した上で皆さん

にご説明をしてきた経緯がございます。

町内、町外の利用状況などにつきましては、過去において調べたものがなかったのですけれども、昨年からこういった状況を踏まえまして、各施設ごとに町内利用者、町外利用者の状況を数値化しております。それぞれに町民の利用が多いところと、町外者のほうが多いといったところはなかなかないわけでございますけれども、6割ぐらいが町民であるとか、7割ぐらいが町民であるといった施設もございます。また一方で、半分近くまで町外者が利用されているという施設もあるという統計が今出てきているところでございます。

先ほど設置目的でもお話ししたとおり、それぞれの施設ごとに設置目的はありますけれども、これに関しましては当時設置をする段階において様々な補助金等も活用し施設を設置している経緯もございますし、それぞれの地域性なども鑑みて設置をさせていただいたという経緯があったのだろうというふうに考えております。

そういったものを踏まえながら今回全体として考えさせていただいたところは、町の第2次総合計画の中において、その土台となるべく第3次行革の中で町が進めるべき新たな事業投資をするためには公共施設の在り方については考えていくべきであろうといったことを過去の答弁においてもしているところでございます。

そういったことから、まず公共温泉施設につきましては当課においてその方針を皆様方にお示しをさせていただきながら、丁寧に説明をさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 ちょっと重ねての質問になるかもしれないのですが、今回の住民説明会の中で収益性ということで100円の収入を得るためにはどの程度支出をしているかという経費の比べ方で施設を比べておりましたけれども、こういうふうに経費といいますか、経済面だけで温泉施

設を比べるのであれば、赤字施設がほとんどであるということを考えると、ではなぜ今まで多額の負担をしてまで公共温泉施設として維持してきたのかというような理念といいますか、その点を教えていただきたいと思っております。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ちょっと私のほうで理念についてお答えするのは、もしかするとあれなのかもしれませんけれども、先ほど来申しているとおり公共施設でございますので、施設ごとに設置目的というのがしっかりございます。それは、住民サービスの一つでもございますし、また一方で様々な町外交流者との兼ね合いも含めまして観光誘客など経済的な理由もあったのだろうというふうに考えておるところでございます。

公共施設でございますので、全てにおいて必要性があつて設置されたものでございますから、それについて当然のことながら継続して維持をしていこうというのは町の姿勢でございました。ただ一方で、先ほど来申しているとおり、昨年の春から皆さんのところでもご説明をしておりますけれども、町の財政状況のことがありますので、そういったことも考えながら公共施設全体については考えていくべきであろうといったことでございます。

これも繰り返しになりますけれども、公共温泉施設につきましては、どうしても誘客活動といった部分もありますので、経済的な観点から見まして、必要なところについて対処させていただこうというふうに考えているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 私がなぜこの8施設全て同じ方針で今回挑むのかという、そこには先の質問といいますか、結局方針の出し方が全て民間に委託するというような方針になっています。各施設の設置目的からすれば、全て民間委託でなく、民間に委託するというと観光目的であろうというようなイメージがあるのですけれども、そうでなく

て地域の憩いの場というのであればまた違った方向で、民間委託ではなく町で今後とも公共温泉として維持していくというような、そういう2つの方向性があったとしてもよかったのではないかなという思いがあって聞いております。

今回の施設の継続運営を目指すため、売却の公募ということになっていきますけれども、現在の管理者との協議というのをどの程度進めてきたのかお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまの質問は、指定管理者と現在の状況についてどのような協議をされてきたのかというご質問だと思います。まず、指定管理者と町との関係性についてご説明をさせていただきます。現在公共温泉施設の運営管理形態は、指定管理者と直営による委託の2種類ございまして、指定管理施設は3年間の指定管理協定において管理運営を行っていただいております。現在の協定は、令和2年度までとなっておりますので、来年の3月末まで管理をしていただくことというふうになっております。指定管理者の決定につきましては、町が公募し、応募のあった企業等を審査し決定をしております。また、委託につきましては、毎年度委託者と委託契約を締結しているところでございます。

公共温泉施設の今後の在り方については、一昨年の9月や昨年3月の議会定例会におきましても様々なご質問の中で答弁をする形で、その方向性を示すこととしてお話をしてまいりました。町政懇談会におきましても、地方交付税の減少に伴う財政の健全化を進めるため、公共施設の適正な見直しを行っていくことと、先ほど来説明をしているとおりでございますけれども、説明してきております。

公共温泉施設の全体的な方針につきましては、昨年11月から12月にかけて、議員さん各位や住民懇談会においても説明をさせていただいたところでございますが、その後指定管理者への説明会を行うべく、意見交換会を行ってお

ところでございます。その後、施設ごとにさらに利用者や地域の方々とも説明会を開催し、意見交換を行ってきたところでございます。今後このようなご意見も踏まえながら、具体的な公共温泉施設の今後の在り方というものについて、スケジュールなども含めて策定させていただき、その内容につきましては改めて地域の方々も含めながら皆さんにご説明をさせていただければというふうに考えておるところでございます。

劣化調査について今行っている最中でございますので、その結果が出るのが3月末ということですので、それを踏まえまして改めて皆様方にお示しできればというふうに考えております。

さらに、ご質問の中には公募する業者の見通しといったこともございましたけれども、募集条件などにつきましては、先ほど来申し上げているとおり指針について今策定をしているところでございますので、それができまして次年度に募集条件をつくらうというふうに考えております。現在は、施設ごとの評価額でありますとか、劣化状況の調査、長期保存計画による個別計画なども策定しようとしておりますので、経費精査などデータ収集をしっかり行いまして、条件をしっかり作りまして、それにつきまして募集をかけようというふうにしておりますから、今の状況の中では具体的な協議といったものはできない状況でございますので、現在の状況で応募なさる業者の見通しといったものはまだ立てられない状況であるということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 私もこの温泉問題で公共温泉のことで質問するに当たって委託先にもお話を聞きました。住民説明会で説明されたこと以外、詳しい説明はされていないというような認識でありました。特に産業公社さんは、今回の8施設のうちの6施設の指定管理を受けております。ここで産業公社の経営内容について質問するべきものでな

いということを理解はしているのですけれども、影響を受けるということで質問させていただきます。

産業公社は、6施設、指定管理料で1億300万円、従業員がこの中で19名、経営に占めるこの1億300万円の割合は22%ということでした。ということは、産業公社にとって、もしこの6施設全て指定管理を受けなければ、産業公社として会社としての経営が成り立たなくなるかもしれないと、そういうこともあるので、事前説明など詳しい進め方をするべきではないか。ほかの管理団体にも聞きましたが、詳しい説明はこれからということで、まだ詳しい協議はしていないと。今まで頑張ってきておられたという話がありましたけれども、その頑張ってきた委託先の経営に大きな影響を与えることについて、事前説明をしないで進めるということなのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 指定管理者の中でも特に産業公社ということでございます。指定管理者との意見交換会の中では、やはり同様のお話が出されました。現在公共温泉施設で雇用されている方々は20名ほど、19名といったお話でしたけれども、いらっしゃると。そういった中で現在の状況で答えられるところにつきましては、当然私どものほうでもお話をさせていただいているところではございます。ただ、指定管理者のほうでは会社の根幹となる部分ですので、状況等が変わるような場合には早期に説明をしていただきたいというお話は当然伺っております。

公共温泉施設の方針につきましては、ちょっと議員さんはどなたとお話をされたか分かりませんが、私どもは、現在町長が社長ではございますが、その次席の方には一昨年ほど前から、オアシス館の休業のとき以前から公共温泉施設についての考え方というのは今後公共施設全体の中で見直しをかけていくという方向性については、その時々で私は話してきたつもり

ではございます。ただ、方針が当然示されておりませんから、企業さんとすればその中でどうしていったらいいのだろうという悩みは多分あったのだというふうには思っております。

先ほどちょっとお話ししましたけれども、指定管理につきましては令和2年度も継続して指定管理をしていただくことにもなっておりますし、その中での話合いも当然継続して行っていくつもりでもあります。そういった中で当然観光商工課のほうとしましては、公共温泉施設に限らず、道の駅であれ、レストハウスであれ、湯夢プラザであれ、全て産業公社に施設を管理していただいているところでもございますので、全体を含めながらさらに継続してご意見も聞きながら協議を進めさせていただければというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 私先ほどからなくなるような話ばかりしているのですけれども、というのは町民の中には町で示した民間委託ということにどの程度可能性があるのだろうかという不安があると思います。各施設、いろいろ老朽化の調査をすることは今お聞きしたのですけれども、かなり年月がたっている施設が多いですので、維持経費がかかる、赤字経営であると、こういうところに本当に民間が手を挙げてくれるのだろうか、もし民間が手を挙げてくれなければやはり廃止だろうということで、この8施設全てなくなるのではないかと不安を感じているのだと思います。

町長は、住民懇談会の中で民間の力を借りて画期的に稼げる温泉施設にするというような発言をされておりますけれども、町民の不安とは別に画期的に変わるというような発言されているところには、何かそういう見通しがあるのか。それでなければ、このように画期的に変わるという要素があるのであれば、今の指定管理団体でもやっていけるのではないかと考えているのですけれども、その点についてお伺いいたしま

す。

議長 細井町長。

町長 現在の指定管理団体にも、画期的に自ら変わるようなことを私は大きく期待したいというふうに思います。その中で、やはり官民競争の中で低廉なコストでもって事業運営して、サービス内容をさらに充実させるということによって企業は回っていくのだろうというふうに思います。そういう意味では、これまでの指定管理者の方たちにも反省を踏まえながら、さらにどのような貢献ができるのかということも工夫していただきたいということでもあります。

いずれ民間の低コストでサービスを増すというような手法を学びながらの、これからの将来展望としていきたいなと思っておるところであります。

議長 高橋宏君。

8番 見通しの話をして、なかなか議論はかみ合わないと思うのですけれども、一番最初に聞いたように、施設によっては温泉施設だけでなく地域コミュニティとしての活用も考えられる場所があると思われまます。そうなっていきますと、例えば地域運営組織を立ち上げて、温泉施設でなく、沸かし湯とか集いの場として使いたいので無償で地域にできないかというような話もできると思うのですけれども、今の方針からいきますと、とにかくまず民間に聞くのだと。では、その後地域としてこの施設を維持していくためには、どのような声を上げれば、どのような組織を立ち上げれば、地域としてこの施設を維持したいというか、管理したいという場合にはどのような関わり方をしていけばいいのかというのがまだ町民には見えていないと思うのですけれども、この点について現時点で方針なり考えがあればお聞きしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 今議員さんがお尋ねされたことはもともとだと思います。ただ、原則として民間委託しているような可能性に着手したいというふうに思

っております。ただ、それは様々なパターンがあると思います。全て100%渡し切って終わりという場合もあるかもしれませんが、いろんな条件つきで、今おっしゃったように地域コミュニティにも活用させていただく部分もスペースとして残して契約をするというような様々なパターンがあると思いますので、そういう可能性はフレキシブルに対応していくべきだなと思っています。

議長 高橋宏君。

8番 私は、現実的になかなか民間で手を挙げるところはないだろうなと思っていますので、それで施設の維持については同じ方法として出すのではなく、町で維持するもの、もしくは観光ということで力を入れていくべきところと分けるべきではないかと思うのですけれども、先ほど言いましたように地域運営組織を立ち上げて、温泉施設ではなくコミュニティとして利用するというような方向が将来的にあると思います。

町長は、施政方針の中でも「コミュニティ担当の特命を配置し」というような発言されております。「特命主幹を配置し、集落支援と併せて公民施設の在り方等」のような発言ありますけれども、この公民館施設、集会所として今の温泉施設を利用できるような地域もあると思います。ただ、そのような活用していくためには、なかなか住民だけでは考えが及ばないというか、そういうやり方もあるのだなという部分に関しては、かなり役場職員が入っていただかないと地域ではこのようなやり方には移行していけないのではないかなと思っています。

先ほど庁舎のことで高知県の梶原町の話が出たのですけれども、我々が行ったときに高知県梶原町はやはり苦しい時代があって、今のような状態になる一番最初は役場職員が一人一人町民の家を歩いてアンケートを取って住民の要望を聞いて歩いたと、そこからまちづくりが始まったと聞いております。まさに今このような問

題を解決するためには、役場職員が町民の中に入り込んで、そしてこのような方法もあるのだよというような提示をしていかないと、なかなかこういうことは実現しないのではないかなと思うのですけれども、そのような方向に向かっていくための現時点の準備といたしますか、そのような方向を考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

議長 細井町長。

町長 そういうすばらしい先進事例がありますので、我々も可能な限りそういういろんな住民の知恵、ノウハウを取得する工夫は努めたいなというふうに思っています。

議長 高橋宏君。

8番 私は、この温泉問題について住民説明会は下の沢の真昼温泉だけにしか行けなかったのですけれども、いずれ町民は先ほど言ったような不安を抱えていると思います。どうしたら残せるのかというようなことを聞いても、結局は、まずは民間委託させてくださいというところから外れないので、そう言われますと、ああ、やっぱりなくなるのかなというような感覚を持ってしまうのが一般町民の感覚だと思いますので、その辺をこれから指定管理の方と住民とも話し合うということですので、それだけではないいろんな方法があるということをお早い段階で何度も足を運びながら進めていただきたいと思います。

次に、沢内バーデンについては、今回のこの8施設と別に協議するというふうの方針を示されておりますけれども、このように沢内バーデンだけ別に協議するというふうに至った経緯についてお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまの質問、先ほど来お話ししている8施設以外として、沢内バーデンはなぜ除いたのかということだと思います。公共温泉施設の在り方に関しましては、ほかの施設は別といたしましたのは、沢内バーデンにつきま

しては過去において志賀来開発構想に基づき建設された施設でございます。同施設の施設運営につきましては、民間の手法を取り入れるといったことで沢内バーデンということではなく、株式会社エステックという企業さんが設立されたということです。株式会社エステックさんは、同施設も含めまして志賀来ドームであるとか、環境整備なども請け負っていただいている企業さんになりますけれども、経営のハード母体である沢内バーデンといったものをそもそも売却するですか外部にというようなお話になれば、企業さんの在り方を検討するのがまず先であって、施設についてはその後に検討させていただこうということにさせていただいたところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 なかなか一般町民の方、エステックが経営体で沢内バーデンという感覚がちょっと分からない部分もあると思うのですけれども、それではエステックの経営母体ということをお考えた中でということで、沢内バーデン自体を今後どう維持するというような経緯でこのような別に協議することになったというのとは話が違うということではないのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ちょっと私のしゃべり方が悪かったかもしれません。議員さんおっしゃるとおり、株式会社エステックというのは企業さんでございまして、沢内バーデンや志賀来ドームなどといった施設は町の施設でございますから、そういった施設の指定管理者として、その企業さんがあるということでございます。

といったことから、株式会社エステックさんの経営について今在り方を検討しようとしているさなかでございますので、その足元であるバーデンを売却するなどというお話は先にお話しできることではないといった状況でございます。まずは企業体である株式会社エステックさんの今後の在り方を検討していただいて、必要

に応じてその後またバーデンについては改めて考えるということでございます。

議長 高橋宏君。

8番 沢内バーデン、エステックの経営については補正予算のほうでも聞きましたので、この点については、いずれ沢内バーデンはいろんな意味で町民にとって必要な施設だと思います。経営状態が苦しいことは理解しますけれども、何とか経営を回復しながら町民のための施設になってくれればと願っておりますので、そのような方向で検討していつてもらいたいと思いますし、我々もできることがあれば協力していかなければと思っております。

それでは、町長の施政方針についてお伺いいたします。令和元年度は、県立大教授をアドバイザーとして迎え、合併特例終了後の財政規模縮小対策として、庁舎、老人医療費助成制度、温泉施設の対応策をまとめ、令和2年度は中期財政計画を策定するに当たり、関西学院大学の教授の指導をいただく予定ということでした。

西和賀町は、これから日本が抱える超高齢化社会を生きていかなければなりません。誰も経験したことのない町をこれから生きていく中で、町外の有識者の提言に頼ってだけでいいのでしょうか。役場庁内の職員、ここに暮らす人々、ここにいるからこそその発想なり提言ができると思うのですけれども、それを基本に町外の方のアドバイスを受けるという方向があると思うのですけれども、町長の認識をお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

町外の有識者の提言に頼っていいのかという部分でございます。町の財政は、令和2年度で合併算定替えが終了することと併せて簡易水道統合事業の本償還に伴い、公債費の将来負担率が高く推移することから、厳しい財政状況がここ数年続く見込みとなっております。

そこで、今後の歳入減に対応できる歳出の総

枠を見極めた中で、将来に向けて持続可能な財政基盤を構築するため中期財政計画を策定し、行財政改革を進めていこうとするものであります。

なお、この中期財政計画は、地方交付税制度など専門性が高い部分が多いことから、その専門家で国の地方財政審議会専門委員などを務められました関西学院大学の小西教授から直接指導、アドバイスを受け、計画を策定しようというものでございます。

議長 高橋宏君。

8番 財政のことの答弁といたしましては、先ほどから同じようなというか、苦しいのだということは何度も伺っております。財政とかこういうことに限らず、今の役場職員の中からいろんな意味で新しい提言、発想が出てきていない状況ではないかなという思いがあつての質問でもあるのですけれども、財政についてはそういう専門家のアドバイスを伺うということですが、そのほか小さいことといたしますか、いろんな建設物とか計画についても町外、大学の教授、先生方からアドバイスを受けるのをよく聞くのですけれども、先ほど言いましたように役場には非常に優秀な職員がいると思いますし、それぞれいろんな思いをしながら各課で仕事をしていると思います。そういう方々を育てるためにも、ある程度アドバイザーの意見も必要なのですけれども、庁内の職員が考えて、これからの町をどうしようと自分たちで考えて自分たちで提言する、先ほど梶原町の例を出したのですけれども、町民の意見とか町民の状態を知っているのはやっぱりここに住んでいる町民ですので、その方の考えとか発想、そういうのを交ぜながらアドバイスを受けるというような方向に行ってほしいなという思いで聞いているのですけれども、その点については町長の認識をお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんの発言のとおりだと

いうふうに思います。今回財政については、やっぱり特別専門家を招いて、我々が及ぶところ以上の深いところの部分学びながら財政を分析して、それを担当できる専門職員を育成したいという思いが背景にあってのことです。ですので、こういう方をお願いしたところでございます。それ以外のことについては、何でもかんでもアドバイザーではなくて自力でやるということ、その自力を確立するため地域のいろんな人の意見を求めながら進むという職員育成には努めてまいりたいと思っております。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、最後になりますけれども、教育長のほうから教育長演述ということで、子供たちの生きる力を育むための指針として、望ましい生活習慣の確立に取り組むとあります。現在コロナウイルス対策のため、町内の小中学校は3月2日から4月の始業時まで休校中でありまして。子供たちの健康を守るため、そしてまたウイルス拡散の場とならないためということで必要な措置をしているのは理解できますが、1か月以上の休校を西和賀の子供たちは経験したことがありません。長期休業による様々な悪影響が想定されます。体の健康ということでなされた措置であることは理解するのですが、心の健康という部分でやはり子供たち、ずっとうちの中で1か月以上過ごすということには、4月から始業時すぐ学校の生活に溶け込めるのかというような心配もあると思います。

他県でも見られますけれども、少人数での登校、我が町は幸いもともと各学年少人数であります。小学校でありましたら今日は低学年だけの日だよとか、中学校であつたら今日は1年生の日というようにすれば、週に2回程度は学校に行けるのかなと思います。教室も空いていると思いますし、1か所に集中させないような形で登校させるということも検討すべきと思いますが、対応策についてお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 休校の対応についてのご質問、ありがとうございます。3月の定例議会の初日におきまして、諸報告で述べさせていただきました。西和賀町におきましても児童生徒の被害を出さないようにということで、安全、安心の確保を図るということ、それから子供たちがどうしても教室に集まりますと、従来のインフルエンザ等でも集団感染、学級閉鎖ということもあるということですので、そういう広まりやすいというような環境であるということも考慮しながら休校という形を取らせていただいております。急な対応で、さきにもお話ししたとおり、保護者、そして子供たちには大変申し訳なく思っているところであります。

今後ですけれども、これからも日々変化する状況を把握しながら対応には努めていきたいというふうに考えておりますし、議員のご指摘のとおり長期休業中の子供の心に対する影響等、やはり心配するところでもあります。その部分につきましても、報告の中でお話をさせていただきましたが、先生方にも家庭訪問していただいております。その中で子供たちの様子を観察していただきながら対応しているということになります。

昨日も、また政府の専門家会議の中でイベントの自粛、それから休校を19日まで延長してもらいたいというような話がありました。ここ1週間程度の状況によるというふうに思っておりますが、状況を踏まえた上で学校と今後の対応について協議をしながら進めていきたいというふうに思っておりますし、少人数での登校につきましても、考え方としては閉鎖された換気の悪い空間の中に集団で入ることが問題だと、その部分を避けるような趣旨の中でどういう方法が探れるのかということについては検討していきたいと、柔軟に考えていきたいというふうに私も思っております。

ただ、子供を守るということが第一だと思っておりますので、子供がうつることがないように

に、もしくは自分がほかにうつしてしまったということで子供が自責の念に駆られたりというようなことがないように、そういった部分でも子供の心のケア、心の傷を負わせないような対応を十分に考えていかなければいけないというふうに思っております。そういった部分を含めながら、これから状況を見定めて臨機応援に対応してまいります。

議長 高橋宏君。

8番 隣の秋田県にも発生したという状況の中で、なかなかこういう判断するのは難しいとは思いますが、我が町にはさわうち病院があり、医師もそろっております。専門家と協議しながら、どのような方法があるのかということを探りながら、子供たちの健康を守るという基本は崩さず、いろいろな対応を考えていただきたいと思っております。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時25分まで休憩いたします。

午後 2時14分 休 憩

午後 2時25分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順4番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、こんにちは。本日の最後に質問いたします淀川豊でございます。よろしくお願いいたします。今年は、これまでにないような暖冬で、少しほっとしていたところ、新型コロナウイルスによる休校など、国全体がその感染拡大防止に全力を挙げている状況であります。東北でも感染者が発生をしているなど、予断の許さない状況ではありますが、何とか感染拡大を防いで終息に向かうことを願いたいというふうに思います。

また、東日本大震災から9年が経過しようとしております。復興の9年間は、私の議員とし

ての9年間で重なります。時間の経過とともにその風化が言われているわけですが、私も議員として改めて気を引き締めてこの一般質問に当たりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の今回の質問は、通告をしておりましたこれからの地域運営全般についてと施政方針演述についての2項目ということになります。

それでは、通告に沿って質問していきたいというふうに思います。

初めに、これからの地域運営全般についてであります。人口減少、あるいは少子高齢化など地域の状況はこれまでの想像をはるかに超えて変化をしております。これまでできたことがどんどんできなくなっていくということがこれからますます進行していく中、希望に満ちた町村合併から15年という節目を迎えております。この15年間で我々は何をしてきたのか、またこれまでの考え方でいいのか、改めてこの15年という節目で少し立ち止まりながら検証し、次の時代に向かっていかなければならないのではないかという思いで質問していくものでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

私も合併当時は若者代表ということで、法定合併協議会のメンバーでありました。本日の議場の中では、職員以外では合併を推進した会長でありましたが、町長、そして県の合併の特命課長でありました副町長、そして湯田町議会から議長として早川先輩議員がメンバーであったというふうに認識をしております。

調整事項の議論にも大変苦労しながら取りまとめたというふうな感じがしておりますが、そこで初めに、合併当時調整事項として「10年間は」、あるいは「当分」と書いておりますが、「当面の間は」等の表現がされたものはどの程度その項目があったのかお伺いをしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんの質問について答弁してまいりたいと思います。

合併当時の調整事項についてですが、お尋ねの項目は9項目となっております。1つ目、協定項目4番、事務所の位置、新庁舎の建設方針、2、協定項目20番、行政区の区域、3、協定項目29番の2、沢内村有線放送、4、協定項目29番の8、保育所の運営形態、5、協定項目29番の12、各種イベント、6、協定項目29番の13、除雪業務の運営形態、7、協定項目29番の14、水道料金、検針、料金徴収、8、協定項目29番の16、スクールバスの運行、英語指導助手、学校給食、中学校学生海外研修、9、協定項目29番の17、教育振興運動になりますが、協定項目4番、事務所の位置、新庁舎の建設方針についての当面の解釈は、おおむね10年としております。

議長 淀川豊君。

10番 10年間、あるいは当面というような表現があった調整項目については9項目だということで今ご答弁を頂きました。

では、当時合併に当たり両町村間で調整が難しかった事項について、10年間あるいは当面などの表記がされたというふうに私は認識をしているわけですが、合併を推進した当事者であった町長の認識を伺いたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 合併当時の調整事項についてですが、旧湯田町、旧沢内村にとって合併は歴史的な大事業であったと思います。いろいろな難しい問題もあり、旧町村名が消えていくことへの複雑な思いもありました。合併協議のスタート時、何とかしてこの西和賀を将来に伝えたい、つなげたいという強い責任感を持って臨んだことが今でも強く記憶に残っています。

認識を問われているわけですが、合併の理念にあったように、最終的には「結」というお互いの助け合いの精神をもって難問に立ち向かい、西和賀を将来に向かってあるべき姿に見直していく覚悟と責任を認識して取り組んだつもりで

ございます。

議長 淀川豊君。

10番 合併の推進当事者としては、それなりの覚悟を持って取り組んだという認識だというふうに思いますが、合併をして今15年が経過しようとしておりますが、合併時にはやはり両町村の中でかなり調整が難しかったと思われるという事項があって、新自治体になって新しいやり方ということよりは、やはり先送りをされた調整事項というふうなものがあったというふうに思いますが、それらの事項について現状どのように認識をされているのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。特に10年間、あるいは当面、当分などの表記がされた取決め事項について伺いたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 合併時先送りされた調整事項についての認識ということですが、町は合併して15年を迎えております。合併当時は、町の将来像を「産業」「環境」「健康」人が輝き地域の力満ちる町として両町村が歴史的に築き上げてきた地域を尊重し、さらなる成長を目指して新しいまちづくりをスタートさせました。

将来にわたって持続可能な地域づくりを進める上では、合併協議における調整事項について財政負担に関わるような部分については身の丈に合った経営が必要となりますので、地域の築いてきた歴史を尊重しつつ、かつ人口減少や高齢化などの環境変化を踏まえ、合併後の新町における検討を必要として着手してきたと思っております。

議長 淀川豊君。

10番 それでは、合併当時まちづくり委員会が組織をされておりました。ここでその役割と活動について改めてお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 合併当時のまちづくり委員会の役割と活

動についてですが、まちづくり委員会は湯田町沢内村任意合併協議会の中に位置づけられており、幹事会、専門部会、まちづくり委員会、事務局の構成となっております。まちづくり委員会の活動は、合併を協議するに当たり、広く住民の皆さんから地域の現状と課題を聞くとともに、地域づくりのアイデアなどについて自由に提言をいただけるための組織として立ち上げたものというふうに認識しております。この組織のすばらしいところは、いろんなこだわりがなく、参加したいろんな範囲の皆さんからどうありたいかということを自由に発言していただいたところが画期的だったと認識しております。

議長 淀川豊君。

10番 当時のまちづくり委員会は、広く自由にいろんなことを提言してもらった、そういう委員会だったということでご答弁を頂きました。少しその感じ方についてもお話を頂いたようですが、改めて合併当時、まちづくり委員会が組織をされて、その中広く自由にいろいろな提言をされたことについてどのように感じているのかお伺いをしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 当時のまちづくり委員会についてどのように感じているかについてでございます。まちづくり委員会は、地域、年代、職業など幅広い分野から参加いただくことを目指し、それぞれの各区域から年齢層も幅広く、52名の委員で構成されております。保健・医療・福祉、教育・文化・芸術、産業、生活基盤、生活環境の5つのチームを編成し、地域の現状や課題、解決策やまちづくりのアイデアなどを出し合い、熱心に議論されたものと記憶しております。

私の記憶によりますと、いろいろな拘束がなく、自分がこうありたい、そうありたいという自分の立場で自由に発言していただいた今までにない画期的なグループであり、そういう雰囲気委員会の中にはあったなという思いが今

印象に残っております。

議長 淀川豊君。

10番 これまでも私も一般質問で地域の人材育成という観点から、まちづくり委員会についてということでいろいろご答弁を頂きました。その当時は、町長はまちづくり委員会を通して地域の人材の育成をしていきたいということでありましたが、それから間もなくしてまちづくり委員会の活動は取りやめとなってしまったということでもあります。私も大変残念に思うとともに、地域の人材育成はどうするのだという憤りを感じたことを今でも覚えております。町長の人材育成に関する意識ということがこういうことなのかなということで、あのとき痛感をさせられたという思いがありますが、では当時の調整事項については町長からご答弁を頂いたように、合併協議会やまちづくり委員会等で広く議論をされ調整をされたと記憶しております。

地域の今後の在り方についても地域全体で議論され、これからの在り方を調整する必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点についての基本的な考え方をお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 調整事項の検討の基本的な在り方についてであります。それぞれ背負ってきた課題がございまして、現在庁舎あるいは老人医療制度の取扱い、あるいは温泉施設の取扱いについて町の方向性を示して、町政懇談会や関係者との意見交換会などで疑問点やご意見などを伺ってきたところであります。

今後についても合併協定事項について、今後の課題として議論しなければいけないことについては継続的に現段階の立場で将来を見据えながら議論されることが必要というふうに思っております。

議長 淀川豊君。

10番 それでは、ちょっと具体的にお聞きをしたいというふうに思いますが、当時のまちづく

り委員会の役割、活動については、私も個人的には高評価をしておりますが、町長からもすばらしいそういう委員会であったというようなことのご答弁を頂きました。

今こそ令和版のまちづくり委員会を、例えば町長の諮問機関として組織して今後の地域の在り方を議論するような、そういう考えはないのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 令和版のまちづくり委員会ということの考えについてということかなと思いますが、過去には湯田町沢内村任意合併協議会の下、まちづくり委員会が組織されております。当時は、町村合併という非常に大きな課題があつて、これから町はどうなるのだろうという住民一人一人が大きな期待と心配を持ちながら参加してくれたなというふうに思って、それぞれいい意見が出されたと思っておりますので、今後とも幅広く町民の皆さんに、いろんなこだわりのないところでどうありたいかという意見を聞く場としては有効な団体かなというふうに思っております。今すぐ諮問委員会として設置して招集するかということではなくて、いろいろな大きな方針とか考え方を整理していかなければならないというときには、それは検討に値するというふうに考えています。

議長 淀川豊君。

10番 これからいろいろ財政が縮小し、人口が減っていく、その中で地域の在り方がいろいろ問われる中では、これから新しくやっていくこと、取り組んでいくこと、そういったことをその都度考えていかなければならない場面が多くなるのではないかなというふうに思います。そういった場合に、やはりこういう委員会があつて、その時々テーマで、その中で自由に議論をしてもらって新しいアイデアを提言してもらおうと、やはりこれは行政としても町長としても楽と言ったらちょっと語弊がありますが、やり

方としてはすごく楽になるのではないかなというふうな感じがします。その都度、その都度専門者会議にかけて、その答申をもらって何かを判断するというよりは、はるかに効率がよくて、地域のためにはなるのではないかなというふうに思いますので、ぜひこの件については前向きに、これは早い段階でこういう組織があるということは地域にとってもプラスになる、そういう組織だと思いますので、検討していただいて、具体的に、もちろん合併当時のような52人体制の委員会にはならないかもしれませんが、令和版ですので、実情に合ったような、やりやすいようなそういう組織として検討をしていただければいいのではないかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、特にも庁舎や地域自治、あるいは学校、老人医療、そして暮らしという分野では、冬期間の除雪といったところについては庁内議論だけではその方向性を決定し、推し進めることには疑問を感じます。現状からこれからの地域の将来を感じると、将来の地域運営の難しさしか感じられないような状況にある中、今だからこそやはり合併から15年が過ぎ、これから15年、20年に向けて改めて合併当時の調整事項も含めて広く議論し、その方向性を考えていかなければならないと強く感じますが、その点についてはどのように感じ、これからどのようにしていくおつもりなのか、具体的にその点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 庁内議論だけではなくて、改めて合併当時の調整事項も含めて広く議論し、その方向性を考えていかなければならないのではないかなというふうなことだというふうに思います。もちろんこれまでも大きくかじを切らなければいけない課題に対しては庁内議論だけではなく、いろいろ検討委員会を設置しながら意見を聞いて進めてきたところでございます。

これまで西和賀さわうち病院などを建設する際に、関係機関、有識者、住民代表などで組織する検討委員会を立ち上げ、検討、協議を進めてきておりますので、今後新庁舎等の検討になる場合は同様の検討組織の立ち上げなど必要であるというふうに考えております。

今回の場合は、現在ある庁舎の補修とか、そういう場合でありますので、これについては対応する庁内協議で済ませられるというようなことで、緊急に事業を進めるというようなこともあるのかなというふうに思います。そういう緊急に庁内協議で進めるものと、やはり大きな課題については常に町民に向けてそれぞれの組織を立ち上げて、ご意見を頂いて進めるということには変わりはないというふうに思っています。

議長 淀川豊君。

10番 これまでも、第2次総合計画策定前にも私も一般質問したことがあります。市民会議、ほかの地域ではそういった組織を立ち上げながら地域の将来像をつくっているという現状であります。住民懇談会をやっているからいいのだというようなそういうことではなくて、やはりまちづくり委員会等でやってほしいということをおの当時も再三申し上げたわけですが、まだまだそういうような現実に至っていないということでもあります。そのことは、これから地域の状況が難しくなるということでもありますので、やはり必要ではないかなと私は思っております。どうか前向きに考えて、実行していただければなというふうに思います。

これからのことを考えていくには、これまでの検証というのはやはり重要ではないかなというふうに感じます。これまでの検証があって、そこに反省があってこそ次の新しい発想に結びつくということであるというふうに思います。特にも庁舎の在り方ということで、今日も午前中から議論しているわけですが、これまでの10年間でどのように議論され対応されてきたのか。現状で、危険であるというぎりぎりまで先延ば

しをしてきたその検証は、されるべきであるというふうに私は感じております。

くしくもこれまでの10年間は細井町政の10年間と言え、少なからずこういった状況を招いた責任は、私はあるというふうに思います。庁舎の今後の在り方を町民に説明するには、まずこういった現状を招いたことに対する町長ご自身の検証の認識やその責任について話されるべきではないかなというふうに感じますが、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 先ほどから合併協議時における10年間、あるいは当面というような話が出ており、そして先送りとしたことの検証と責任について発言があります。合併期限までに整理できなかったことですから、これは先送りと言っても仕方がないと思います。しかし、この先送りというのは、新しい町で議論してくださいということであったと思っております。

当時、誕生する新町は、課題山積でありました。だから、役場庁舎のことは少なくとも10年間は手をつけられるような余裕はないだろうということで調整されていって、新町で議論してくださいということになったと記憶しているものでございます。そういう中で誕生した新町は、私は2人目だったわけですがけれども、いろいろな課題について住民生活、住民サービスを最優先した政策を提案して執行してきたのだというふうに思っているところでございます。

庁舎のことについては、確かに耐震に対してクリアしていないという課題はございましたが、公共施設はその建設年度によって全般的にそういう指定を受けたわけですから、全てを一斉に対応してやってしまうということはなかなか難しかったなというふうに思って、優先度合いを決めて、例えば旧病院ですけれども、優先的にやらなければいけない、学校を優先的にやらなければいけないということで取り組んできたつもりでございます。

その後いろんな検査によりまして、建築基準をクリアしていないという課題が出てきたものですから、これに対しては待たないということで早急に補修して、働く職員及び来る住民の安全を確保しなければならないという責任を認識して早急にその課題に取り組まなければならないということで、今いろいろご提案を申し上げているところでございます。そのことについて町長としての責任に言及されるのであれば、それに集中して質問いただいて、堂々と発言され、多くの全住民の皆さんに訴えていただかなければいけないというふうに思っているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 今町長からご答弁を頂きましたが、その当時、病院等最優先事業があつて、そこに取り組みながら町政を執行して、庁舎というところについては、やらなかったと言うと語弊があるわけですが、その対応が何か手薄になってしまったということであると認識をしましたが、今になって我々議会に説明する中で、なぜこういうことを言うかという、危険だからすぐやらなければ駄目だという話を説明されるわけです。個人的にも、危険だからということであれば早くやらなければならないだろうというふうな理解はあるわけですが、しかしながらそういう危険を今まで積み上げきたのは誰なのか、そういう事実をよくも悪くもつくってきてしまったという、これは沢内庁舎の躯体のコンクリート強度が下がったというのは災害ではありませんので、ある意味、やはり時の町長あるいはそういう人たちがそういう判断の中でやってきたということだというふうに思うのです。その責任についてここで問うつもりはありませんが、細井町政の中で最優先事項、病院等の事業を取り組みながら10年間でこういう状況をつくってしまったというそういう認識については、その認識でよろしいか、ちょっと確認いたします。

議長 細井町長。

町長 私は、町長でありますから、町政全てに対して責任あるという、それは認識はあります。そのとおりでございます。ただ、建物について、この10年間というか、15年間といいますか、その積み重ねが放置してきたということではなくて、正直ここまで一気に劣化するということは想定外のことであつたわけでございます。ただし、残念ながら調査の結果、そういう数値が出てしまった段階においては、早急にこれに手を打たなければならないというのも町長としての大きな責任とじて執行しなければいけないと思つているところであります。

議長 淀川豊君。

10番 放置してきたわけではないということでご答弁を頂きましたが、それではちょっと表現を変えますが、結果的にこういうふうな状況を招いてしまったということであるのかなというふうに感じます。

ちょっと次の質問に、地域運営全般ということで最後の質問になりますが、合併時の調整事項の中で10年間あるいは当面はといった条件つきで調整をされた事項については、現状においてこれからどのようにしていくのか、その方向性を明確にしないままでは、苦勞して合併をした中で合併から15年が経過をしても、まだ不十分な合併というふうなものになってしまうのではないかなというふうに思つております。

15年前に両町村が合併したことを完全なものとするためにも、やはり条件つきで調整をされた事項については、先ほど来申し上げておりますが、広く議論をされ、新しい時代の方向性を明確化していかなければならないというふうに感じますが、そういうことを合併を強力に推進した町長の手でやる、そういうお気持ちはあるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 15年前の調整事項についてですが、これまで着手されてこなかったものもあるというふうなことの中で、やはりこの15年間着手されて

こなかったということは、新町に委ねたものがあえて緊急に議論する必要はないのではないかと、ということでこれまで来たのではないかと、ということも言えるだろうというふうに思います。そういう意味も含めまして、さらに俎上に乗せて議論しなければいけないか、その必要はないかも含めて、あえてチェックしてまた議論をしてみたいなというふうに思います。やはり15年前のことですから、これだけ世の中変わっていますので、将来を見据えて、変わりゆく社会環境の中でこれまでの歴史に学び、将来を検討すべきだというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 当時合併の中心であった町長であります。15年がたっているわけですが、どうか合併も成立をさせたわけでありますから、15年たった今、これからの地域の在り方等も含めて調整事項については新しい方針をご自身の手で、後世にそれを先送りすることなく方針を明確化していただければなというふうに思います。

では次に、施政方針演述の質問に移りたいというふうに思います。時間の都合もありますので、新年度の事業と関連をいたしますので、各テーマごとに基本的な部分について質問させていただければなというふうに思っております。詳細については、予算審査の中で十分ご議論ができるかなというふうに思っております。

まず初めに、東京オリンピック・パラリンピック関係であります。西和賀町はホストタウンとして登録をされているわけですが、具体的な今年度の計画、オリンピック前の計画、あるいはオリンピック後の計画、そういったものがあればお知らせをいただきたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 議員さんのただいまの東京オリンピック・パラリンピックについて、ホストタウンとしての具体的な計画について、今現在想定しているものについて申し上げたいと思います。

ホストタウンとしての事業については、日本人の元オリンピック選手を招いての講演会等の開催、コートジボワール共和国の選手、役員等の招聘、交流、コートジボワール共和国を応援するためのオリンピック・パラリンピック観戦、さらにはホストタウン記念切手の作成、そしてコートジボワール共和国表敬訪問等を考えております。

議長 淀川豊君。

10番 ホストタウンとして今計画をしている事業ということでご答弁を頂きましたが、コートジボワールの選手、役員招聘ということなのですが、これはオリンピック前のことということですか、その後ということですか、ちょっとその辺。

議長 細井町長。

町長 西和賀町ではホストタウンは事後交流型となっていますので、競技が終わった選手に来ていただくということになります。

議長 淀川豊君。

10番 そうすると、ホストタウンとしての事業については事後交流型ということで、オリンピックが終わってからの事業が全てということでしょうか。

議長 細井町長。

町長 事後交流型として登録しておりますので、原則的にそのとおりになるかというふうに思っております。

ホストタウンに義務付けられております日本の元オリンピックによる講演会等は、開催時期には関わらないということです。

議長 淀川豊君。

10番 それでは、次の質問に移りたいというふうに思いますが、役場庁舎についてということでもあります。前段でも庁舎の話等にも触れておりますし、午前中同僚議員からもその質問をされておりますが、役場庁舎について基本方針の現在ある施設の有効活用という考え方は、役場庁舎以外の庁舎全般に関する共通的な考え方な

のか、その真意を伺いたいというふうに思います。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうからお答えいたします。

平成28年12月に策定した西和賀町公共施設等総合管理計画において、長寿命化の推進ということで長期的な観点で新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図っていくとしておりますので、役場庁舎以外についても現在ある施設を有効活用するという考え方が基本になると考えております。

また、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造の変化や町民ニーズの変化などに対応し、人口規模に合った適正な公共施設等の配置による健全財政の推進が求められていることから、公共施設等の劣化状況、耐震性や耐用年数など総合的に勘案し、統廃合や廃止について併せて検討を進めることが必要であると考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 現在ある施設の有効活用ということで総務課長からご答弁を頂きましたが、新年度予算においても現在ある施設の有効活用の考え方とは思えないようなそういう事業があります。例えば若者住宅の建設など、また第2次総合計画内においても保健センターの建設等が計画をされているわけですが、現在ある施設の有効活用という考え方と少し矛盾を感じますが、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 いろいろなケースで新築と活用と両方でやるということでありまして。具体的に今若者住宅というような言葉が出ましたので、それにこだわって言えば、地方創生総合戦略の中での若者の定住、あるいはさきに梶原の町長さんが来たときに、若い人たちが入りたい住宅はどういうものかということも十分吟味して、そういうものを用意するということが非常に大きな効果

があるのだということをお話しされました。そういう意味においては、やはりそういう画期的なものに着手する、あるいは今あるものもリフォームして使うと、両構えでいきたいなというふうに思います。たまたま令和2年度ではそういう地方創生絡みでの予算になりましたけれども、その両面で進めていくべきものという原則であります。

議長 淀川豊君。

10番 その考え方はやはり新しいものを造る、あるいは今ある施設を有効に使うということで、両面に対応していきたいということでお話をいただきましたが、特にも庁舎について、我々議会に説明する中でも現在ある施設を有効に使いたいのだということでご説明を頂きました。非常にすばらしいというか、私も同感であります。非常に耳触りのいい、そういう表現の中で説明をされながら、片や若者住宅あるいはこれから多分いろいろ議論になるかと思いますが、保健センターの建設等に関しては両面でいくのだと、そういう説明がやはりその考え方に一貫性がないというか、その時々議会に出して、耳触りのいい都合のいい説明をされているというような、そういうような感じがしております。そういった意味で今回質問をさせていただいております。そういったことが、この施設の有効活用ということ以外にも感じるものが最近多いということでもあります。その点については、町長も心の中に留め置いていただければというふうに思います。

それでは、役場庁舎の建設については建設ありきではなくて、やはり地域全体でこれからの西和賀を考える中で方向づけられることが重要であるというふうに私は考えています。つまり地域全体でこれからの将来について議論することを今やらなければならないという認識であります。

また、そのことを訴えてきたつもりではありますが、その議論なしに、先ほども基金の話にな

りましたが、新庁舎建設基金の設置の検討を行うつもりなのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

庁舎については、老人福祉センターは改修工事、湯田庁舎は改修耐震補強工事を行い、庁舎として引き続き使用するという方針を示しておりますが、将来的に新庁舎の建設は必要であると考えております。これまでの庁舎に関する議論の中で、新庁舎建設に当たっては、財源確保の点から基金創設、基金積立てが必要であるとお答えをしております。町の財政状況を考えた場合、新たに基金積立てを行うこともなかなか難しい状況にあります。令和2年度に中期財政計画の策定を進めていくこととしております。その計画策定の中で庁舎建設に向けた基金創設、基金積立てについても併せて検討を進めていきたいという考えであります。

今回基金設置の検討を行うというのは、庁舎を新たに建設するという場合に備えての準備事務であるのご理解いただきたいと思います。

議長 淀川豊君。

10番 議論する前にその準備として、取りあえず新庁舎の建設基金は設置をして将来に備えるということのご答弁だったというふうに認識しますが、議論が先か基金の設置が先かということになるかというふうに思いますが、新庁舎の建設基金が設置をされれば、やっぱり新庁舎建設ありきになってしまうのかなというふうに思います。造るも造らないも、やはり住民の皆さんでいろいろ自由な発想の中で議論をして決めていただければいいというふうに思いますので、その辺が今回の沢内庁舎の解体であるとか、そういうことを役場で全部決めて、それを町民に話すというような、そういうやり方と少し似ているというか、基本的にそうなのだなということに思いますが、役場が今度は新庁舎を建てますよということにならないような、そういう形

で議論してほしいということなのですが、その辺についてはいかがですか。

議長 細井町長。

町長 必ず建てるということを前提にして基金を設置するというのではなくて、将来必要と思われることに対して準備行為をするということでもあります。

議長 淀川豊君。

10番 あくまでも準備行為だということで町長からご答弁を頂きましたが、その点は十分考慮しながら進めていただければというふうに思います。

それでは、産業領域についてということで移りたいと思います。産業領域についての中で、農業振興における農業生産基盤の整備の具体的な取組について伺いたいというふうに思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 農業生産基盤の整備の具体的な取組についてお答えしたいと思います。

農家数の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足により遊休農地の増加が懸念されております。法人経営体や集落営農組合等による土地利用型作物の生産性の向上を図るため、土地改良事業等を推進する必要があるものと考えております。

令和2年度は、湯田北部地区県営経営体育成基盤整備事業において換地業務を進め、全事業の完了を目指すこととしております。

また、太田下巾地区においては、令和3年度事業完了に向けて着実に事業を推進してまいります。

これらに加え、川舟地区では県営の土地改良事業の導入を目指しており、調査計画事業を進めることとしております。

議長 淀川豊君。

10番 農業生産基盤の整備ということで、令和2年度の具体的な取組をお伺いしましたが、議会にも全員協議会で西和賀土地改良区の状況についても先般ご説明を頂きました。やはり土地

改良区で抱えているそういう幹線水路等も非常に重要な農業基盤になるものであると思います。改良区からの意向といますか、その団体の状況が決まり次第、役場として行政としてどう支援できるか、そういうことについて着手をしたいということだというふうに思いますが、農業基盤という形でいけば、幹線水路は重要なものだと思いますので、その点も十分考慮しながらご検討いただければというふうに思います。

それでは、畜産振興ということに移りたいと思いますが、現在の拡大志向農家数はどれくらいあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 今年度から貝沢地区を拠点にTMR、いわゆる牧草や濃厚飼料、飼料用トウモロコシ、そういったものを混ぜ合わせた餌のことをTMRといますが、その餌の供給を行うこととしております。TMRの供給体制が整備されることにより、酪農家の労働時間あるいは作業量が軽減されることから取り組み、3経営体において飼養頭数の拡大が図られるものと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 5軒のうちの3軒ということだと思いますが、それでは畜産振興では拡大志向農家3軒への支援を施政方針演述の中でうたっているわけですが、拡大志向ではないそのほかの特色を生かした生産体制を志向する農家への支援については特に何も考えていないのか。また、そういう酪農家に対してはどういった対応しているのか、するつもりなのか、その点も含めてお伺いしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 拡大志向でない特色を生かした生産体制等を志向する農家への支援は考えていないかという質問に対してですが、畜産を営まれている農家の方々は独自の取組を行っている畜産農家もおります。町としては、それぞれの状

況を考慮しながら支援してまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 ちょっと時間の関係もありますので、詳しいところは予算委員会で質問させていただきたいと思います。

次の林業振興についてであります。地域林政アドバイザーの雇用を予定しておりますが、その構想の詳細についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 最初に、地域林政アドバイザーとはどういった人なのか説明します。

地域林政アドバイザーとは、市町村の森林、林業行政の体制支援を図るため、市町村や都道府県が雇う森林、林業に関して知識や経験を有する人のことです。地域林政アドバイザーは、林業技士などの資格を持った人のほか、地域に精通し、林野庁が実施する研修またはそれに準ずる研修を受講する人という要件があります。

西和賀町では、森林、林業に関して知識や経験を有し、地域の山の状況に詳しく、林野庁や県の研修を受講した方を地域林政アドバイザーとして雇用する予定です。その方と私有林を熟知しており、町の林業の中核的な存在である森林組合とがタッグを組んで、森林の現況を把握してカルテを作成する森林カルテ作成事業を行うとともに、森林所有者の森林整備に関する意向を確認し、森林の集約化を進めます。地域林政アドバイザーと森林組合が協力して西和賀の山の生かし方を考えていきます。

議長 淀川豊君。

10番 先日森林組合の総代会にご案内いただいて、いろいろお話もさせていただきました。かなり森組も経営は苦しいわけですが、組合長をはじめ、やる気十分であります。何とか西和賀の山を生かして、それを行政が予算づけをして、そして実際には森林組合が山に行って施業するという形で西和賀の山を利用するとい

うこと、木を資源として利用することと、森林組合が組織として経営が成り立っていくということ、ウィン・ウィンのような形で林業振興の中でやっていけるようなそういう取組にしていただければと思います。これもまた予算審査で詳しく質問させていただきたいと思います。

次に、商工振興についてであります。人口減少に伴う地域経済の縮小等がより進行すると予想される中で、地域の事業者の動向を注視しながら、より緊密に連携を図っていくことが重要というふうに思いますが、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 本町における事業者の多くは中小企業でございます。その中でも小規模事業者の占める割合が非常に高いという状況でございますが、このことから西和賀商工会との連携により、平成29年度から令和4年度までの5か年間において、国の認定を得て経営発達支援計画といったものを進めておるところでございます。小規模事業者への支援を行っておりますが、この経営発達支援計画につきましては地域経済の動向調査であるとか、経営状況の分析、事業者の事業計画策定支援や実施支援、さらには需要動向調査、需要開拓など、地域経済活性化に向けた多くの取組をしております。

また、既存企業支援と併せ、新たな事業者設立育成支援のため、町では今年度、創業支援等事業計画の改正を行いまして、創業支援希望者の増加対策、開業支援を商工会、金融機関、さらには北上市との連携の中で推し進めておるところでございます。

さらに、金融機関では、融資の厳しい事業実績のない新規起業者に対しては、そういった対策として日高見の国地域振興ファンド、北上市と金融機関とともに町としても出資を行っておりまして、企業支援、企業設立の手助けを資金供給や法人化への協力として専門家の派遣なども含めて協力をしているといった仕組みをつく

らせていただきました。

以上のように町内の各事業者への個店の対応につきましては商工会さんが、資金支援や専門家派遣などは金融機関において、町はその調整や資金の助成などを行っておりまして、今後も緊密に連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 最近ではコロナウイルスということで、全国的には観光業は大打撃を受けているというような報道が多々あります。旅館の廃業、あるいは飲食店が苦勞しているというふうな報道がありますが、西和賀においても大分被害は出ているのかなというふうに思いますので、その点についても少し注視をしながら、地域の事業者と連携を図って情報交換をしていただければなというふうに思います。その点についてはどうですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 様々報道のほうでなされている状況でございます。当初は医療関係の話が多く出ておりましたけれども、昨今は新聞などでも観光業の問題であると、あとは企業さんの問題、経営の問題が出ております。国のほうでは様々な施策を今出しておりまして、厚労省もしくは経産省でも様々なものを出しております。例えば雇用調整助成金であるとか、経産省におきましては5,000億円規模で支援を行おうという動きが様々出ておりまして、そういった部分をしっかりと整理しながら町も商工会、金融機関とも連携を図りながら進めていきたいというふうに考えておりますが、観光協会では現在宿泊関係に伴うキャンセルの関係を確認をしていただける動きもあるようですし、先ほどの国の支援なども踏まえまして、昨年度と比較してこの期においてどれぐらいの実績が落ちたかが助成のポイントになるようですから、そういった分野では商工会さんとの連携の中で状況の確認ができるものだというふうに考えております。

さらに、課内において私が指示をしておりますのは、本議会明けには誘致企業さんなども含めて企業さん回りをしながら状況を確認させていただこうというふうに思っているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 最後の質問となります。生活領域についてということで、今消防庁舎を建設しているわけですが、6月末の完成に向けて、現在使用されている庁舎等についてはその後どのようになるのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 総務課長。

総務課長 まず初めに、西和賀消防署の今後の移動等の予定について説明いたします。

湯田出張所については3月末で閉所し、人員、車両ともに現在の西和賀消防署に配置となり、4月からは現在の西和賀消防署1署体制となります。湯田出張所の物品等は3月から移動作業を開始し、5月には移動が終了する予定となっております。

新西和賀消防署については、完成後施設の引渡しを受け、現消防庁舎から新西和賀消防署に移動を開始し、消防体制が整い次第、運用を開始する予定となっております。現在の西和賀消防署の物品等については、9月中旬頃までに移動が完了する予定となっております。現在の西和賀消防署と湯田出張所の2施設については、9月末に町に返還していただくことで調整を進めております。

続いて、現西和賀消防署と湯田出張所の今後の活用についての考えについてであります。町での活用を第一に、民間の活用も含め検討を行った結果、現西和賀消防署についてはおでかけバスの車庫及び運転士の事務室として、湯田出張所については第1分団第1部の消防屯所として使用していきたいと考えているところであります。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 1分団の屯所ということは、湯田の消防署ということですか。その施設は1分団の屯所ということで、全部その施設を使うということによろしいですか。

議長 総務課長。

総務課長 湯田出張所については、第1分団第1部の消防屯所として使用したいというふうな考えであります。

議長 淀川豊君。

10番 これは1部の屯所、施設全部ということ、建物全部ということによろしいですか。

議長 総務課長。

総務課長 1階部分については車庫で、2階部分については休憩所という形で使用したいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。いろいろ多岐にわたり、ちょっと広く浅くということで質問をさせていただきました。合併から15年ということでもあります。古きをたずね新しきを知る、温故知新にはやはり今の時期が一番ではないかなというふうなことの思いで質問させていただきました。

我々も今までやってきたことを全て新しいものにとこの考えはありません。今までやってきたことを引き継ぐことは引き継ぎながら、新しいことも変えながらやっていかなければならないというふうな思いでありますので、今後いろいろ議論させていただきたいというふうに思いますので、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は3人を予定していますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労

さまでございました。

午後 3時28分 散 会